

# 市民部の概要

(令和3年度(2021年度)版)

函館市市民部



# 目 次

§ 1	市民部の機構と事務	
1	機構	1
2	事務分掌	2
§ 2	市民部関係予算	
1	一般会計	7
2	特別会計	8
	(1)国民健康保険事業特別会計	8
	(2)後期高齢者医療事業特別会計	10
§ 3	市民生活	
1	市民相談の概要	
	(1)一般・行政相談	11
	(2)市民特別相談	13
	(3)犯罪被害者の相談	15
2	多重債務相談の概要	
	(1)本市の多重債務相談の特色	15
	(2)多重債務問題の未然防止	16
3	消費者行政の概要	
	(1)消費生活センター	17
	(2)消費者意識向上啓発事業	19
	(3)製品表示等に関する立入検査業務	19
	(4)石油製品小売価格調査	19
4	市民生活推進	
	(1)町会組織	20
	(2)認可地縁団体	20
	(3)町会交付金	20
	(4)町会会館建設費補助金	21
	(5)町会備品設備整備費補助金	21
	(6)街路灯設置および電灯料補助金	21
	(7)地域安全安心促進交付金	22
	(8)函館市地区・方面別町会名	23
5	人権啓発の推進（地域人権啓発活動活性化事業）	24
§ 4	男女共同参画	
1	男女共同参画に関する施策の概要	
	(1)函館市男女共同参画推進条例の制定	25
	(2)男女共同参画審議会	25

(3) 男女共同参画苦情処理制度	-----	26
(4) 主な事業の概要	-----	26
(5) 女性団体への運営補助	-----	28
(6) 函館市女性センターにおける施策の推進	-----	28
§ 5	国民健康保険事業（別掲こくほはこだて参照）	
§ 6	国民年金事業	
1	国民年金事業の概要	
(1)	国民年金の被保険者	----- 29
(2)	国民年金の保険料	----- 30
(3)	国民年金の給付	----- 31
(4)	福祉年金	----- 34
2	国民年金事業の実施状況	----- 35
§ 7	後期高齢者医療事業	
1	後期高齢者医療事業の概要	
(1)	後期高齢者医療制度について	----- 37
(2)	本市の被保険者数の推移（各年度末）	----- 37
2	後期高齢者医療制度の主な内容	
(1)	対象者	----- 38
(2)	受けられる給付	----- 38
(3)	一部負担金	----- 38
(4)	高額療養費支給制度と自己負担限度額	----- 39
(5)	高額介護合算療養費支給制度	----- 40
(6)	低所得者への軽減措置	----- 40
(7)	現役並み所得者の高額療養費の適用について	----- 41
(8)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者への支援	----- 41
§ 8	戸籍業務	
1	戸籍・住民基本台帳に関する業務の概要	----- 42
2	電話予約による住民票の写し等の交付	----- 49
3	住民基本台帳ネットワークシステム	----- 50
4	公的個人認証サービス	----- 51
5	コンビニ交付サービス	----- 51
6	新型コロナウイルス感染症緊急対策事業	----- 52
§ 9	住居表示整備事業	
1	住居表示整備事業の概要	
(1)	住居表示整備事業	----- 53
(2)	旧町名保存継承記念碑設置事業	----- 53
2	函館市住居表示審議会	----- 55



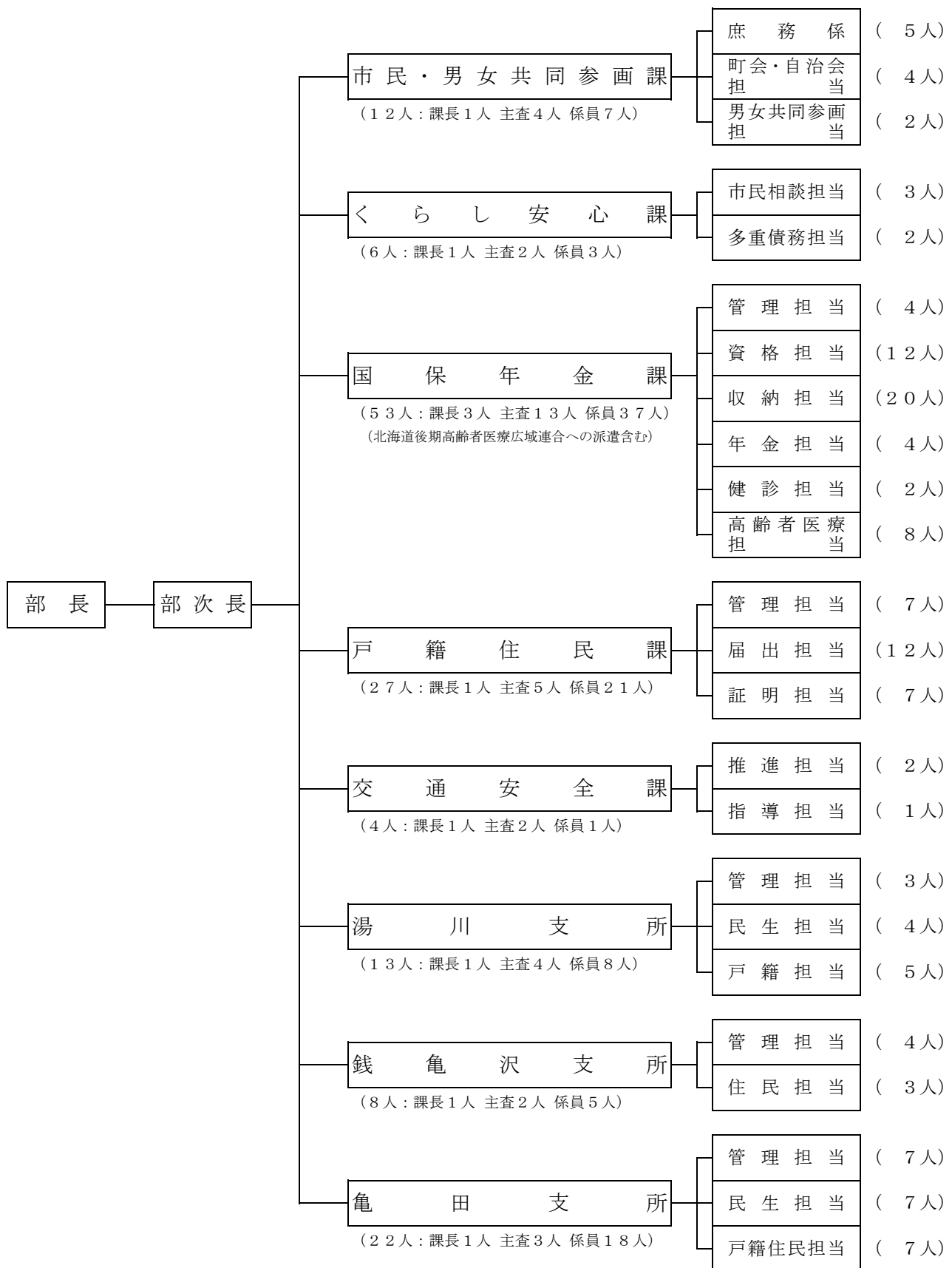
§ 10	交通安全対策事業	
1	交通安全対策事業の概要	
(1)	交通安全運動の推進	56
(2)	交通指導員制度	57
(3)	幼児交通安全クラブ	57
(4)	スクールゾーン・幼児ゾーンの設定	57
(5)	梁川公園内交通公園	58
(6)	市内交通事故の状況	59
2	函館市交通安全対策会議	60
3	函館市違法駐車等防止条例の制定	62
4	函館市交通安全条例の制定	64
§ 11	湯川支所	
1	概況	66
2	窓口業務受付状況	67
(1)	管理担当	68
(2)	民生担当	70
(3)	戸籍住民担当	71
§ 12	銭亀沢支所	
1	概況	73
2	窓口業務受付状況	74
(1)	管理担当	75
(2)	住民担当	77
§ 13	亀田支所	
1	概況	81
2	窓口業務受付状況	82
(1)	管理担当	83
(2)	民生担当	85
(3)	戸籍住民担当	86



## § 1 市民部の機構と事務



# 1 機構 (令和3年(2021年)4月1日現在)



区分	部長	次長	課長	主査	係員	計
人員	1	1	10	35	100	147

## 2 事務分掌

[令和3年4月1日現在]

### 市民・男女共同参画課

- (1) 町会等の住民自治組織に関すること。
- (2) 市民憲章に関すること。
- (3) 自衛官および自衛官候補生の募集事務に関すること。
- (4) 男女共同参画に関する施策の推進および調整に関すること。
- (5) 男女共同参画苦情処理委員に関すること。
- (6) 男女共同参画審議会に関すること。
- (7) 女性センターに関すること。

### 庶務係

- (1) 部内の庶務および経理に関すること。

### くらし安心課

- (1) 多重債務に関すること。
- (2) 市民の相談に関すること。
- (3) 市民特別相談に関すること。
- (4) 消費生活に関すること。
- (5) 消費生活センターに関すること。

### 国保年金課

- (1) 国民健康保険事業運営安定化の総合的計画の作成等に関すること。
- (2) 国民健康保険事業に係る報告等に関すること。
- (3) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (4) 保険給付等に関すること。
- (5) 損害賠償請求および返納金に関すること。
- (6) 診療報酬明細書に関すること。
- (7) 国民健康保険の被保険者の資格の取得および喪失に関すること。
- (8) 国民健康保険料の賦課に関すること。
- (9) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (10) 国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の収納に関すること。
- (11) 国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の収納管理および過誤納金の還付等に関すること。
- (12) 滞納処分に関すること。

- (13) 保健事業に関すること。
- (14) 特定健康診査に関すること。
- (15) 国民年金の被保険者の資格の取得および喪失に関すること。
- (16) 国民年金保険料の免除に関すること。
- (17) 国民年金の給付に関すること。

## 戸籍住民課

- (1) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関すること。
- (2) 戸籍および住民基本台帳の記録および整備に関すること。
- (3) 戸籍および住民基本台帳等の事務の連絡調整に関すること。
- (4) 中長期在留者に係る住居地の届出および特別永住者に係る特別永住許可等に関すること。
- (5) 個人番号の指定および通知に関すること。
- (6) 個人番号カードに関すること。
- (7) 印鑑の登録および証明に関すること。
- (8) 身分証明等に関すること。
- (9) 公的個人認証サービスに係る電子証明書の交付に関すること。
- (10) 火葬，埋葬等の許可に関すること。
- (11) 住民実態調査に関すること。
- (12) 人口移動統計に関すること。
- (13) 人口動態調査に関すること。
- (14) がん登録等の推進に関する法律に基づく死亡者情報票に関すること。
- (15) 住居表示に関すること。
- (16) 住居表示審議会に関すること。
- (17) 出稼労働者手帳の交付に関すること。
- (18) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (19) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関すること。

## 交通安全課

- (1) 交通安全対策の推進および連絡調整に関すること。
- (2) 交通安全運動に関すること。
- (3) 交通安全教育に関すること。
- (4) 交通安全対策会議に関すること。

## 湯川支所

- (1) 庁舎の維持管理および庁内の取締りに関すること。
- (2) 文書の収受, 発送および保存に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 町会等の住民自治組織との連絡に関すること。
- (5) 出稼労働者手帳の交付に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (7) 歳入金および歳出金の窓口出納に関すること。
- (8) 国民健康保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (9) 国民年金に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (10) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (11) 各種医療助成に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (12) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関すること。
- (13) 住民基本台帳の記録および整備に関すること。
- (14) 中長期在留者および特別永住者に係る住居地の届出に関すること。
- (15) 個人番号の指定に関すること(従前の個人番号に代わる個人番号の指定を除く。)
- (16) 個人番号の通知に関すること(通知カードの返納の命令および返納の求めを除く。)
- (17) 個人番号カードに関すること(個人番号カードの返納の命令および返納の求めを除く。)
- (18) 印鑑の登録および証明に関すること。
- (19) 身分証明等に関すること。
- (20) 公的個人認証サービスに係る電子証明書の交付に関すること。
- (21) 火葬, 埋葬等の許可に関すること。
- (22) 住居表示の証明に関すること。
- (23) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (24) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関すること。
- (25) 市税に係る諸証明および相談に関すること。
- (26) その他湯川支所が所掌する事務

## 銭亀沢支所

- (1) 庁舎の維持管理および庁内の取締りに関すること。
- (2) 文書の収受, 発送および保存に関すること。



- (3) 公印の管守に関する事。
- (4) 町会等の住民自治組織との連絡に関する事。
- (5) 出稼労働者手帳の交付に関する事。
- (6) 自動車の臨時運行の許可に関する事。
- (7) 歳入金および歳出金の窓口出納に関する事。
- (8) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (9) 旧軍人等の恩給に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (10) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (11) 高齢者および障害者等に対する公共交通機関の乗車料金の助成に係る届けおよび申請の受付に関する事。
- (12) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関する事。
- (13) 福祉事務所湯川福祉課との連絡その他社会福祉に関する事。
- (14) 国民健康保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (15) 国民年金に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (16) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (17) 各種医療助成に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (18) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関する事。
- (19) 住民基本台帳の記録および整備に関する事。
- (20) 中長期在留者および特別永住者に係る住居地の届出に関する事。
- (21) 個人番号の指定に関する事(従前の個人番号に代わる個人番号の指定を除く。)
- (22) 個人番号の通知に関する事(通知カードの返納の命令および返納の求めを除く。)
- (23) 個人番号カードに関する事(個人番号カードの返納の命令および返納の求めを除く。)
- (24) 印鑑の登録および証明に関する事。
- (25) 身分証明等に関する事。
- (26) 公的個人認証サービスに係る電子証明書の交付に関する事。
- (27) 火葬、埋葬等の許可に関する事。
- (28) 住居表示の証明に関する事。
- (29) 母子健康手帳の交付に関する事。
- (30) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関する事。
- (31) 市税に係る諸証明および相談に関する事。
- (32) その他銭亀沢支所が所掌する事務

## 亀田支所

- (1) 庁舎の維持管理および庁内の取締りに関すること。
- (2) 文書の収受, 発送および保存に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 町会等の住民自治組織との連絡に関すること。
- (5) 出稼労働者手帳の交付に関すること。
- (6) 自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (7) 歳入金および歳出金の窓口出納に関すること。
- (8) 国民健康保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (9) 国民年金に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (10) 後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (11) 各種医療助成に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (12) 戸籍および住民基本台帳に係る届け等の受付および証明に関すること。
- (13) 住民基本台帳の記録および整備に関すること。
- (14) 中長期在留者および特別永住者に係る住居地の届出に関すること。
- (15) 個人番号の指定に関すること(従前の個人番号に代わる個人番号の指定を除く。)
- (16) 個人番号の通知に関すること(通知カードの返納の命令および返納の求めを除く。)
- (17) 個人番号カードに関すること(個人番号カードの返納の命令および返納の求めを除く。)
- (18) 印鑑の登録および証明に関すること。
- (19) 身分証明等に関すること。
- (20) 公的個人認証サービスに係る電子証明書の交付に関すること。
- (21) 火葬, 埋葬等の許可に関すること。
- (22) 住居表示の証明に関すること。
- (23) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (24) 児童および生徒の入学および転学に係る学校の指定書の交付に関すること。
- (25) 市税に係る諸証明および相談に関すること。
- (26) その他亀田支所が所掌する事務

## § 2 市民部関係予算



# 1 一般会計

## 【歳入】

(単位：千円)

科 目	令和3年度当初	令和2年度当初	差引増減
使用料及び手数料	111,727	113,607	△ 1,880
行政財産使用料	1,521	1,521	0
女性センター使用料	50	50	0
公園使用料	4,087	4,087	0
戸籍手数料	106,068	107,948	△ 1,880
証明等手数料	1	1	0
国庫支出金	490,808	550,360	△ 59,552
国民健康保険基盤安定等負担金	304,084	310,279	△ 6,195
社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業費補助金	136,824	191,483	△ 54,659
自衛官募集事務委託金	269	291	△ 22
中長期在留者住居地届出等事務委託金	331	631	△ 300
人口動態調査委託金	268	250	18
国民年金事務委託金	46,865	46,173	692
年金生活者支援給付金事務委託金	2,167	1,253	914
道支金	1,850,048	1,879,797	△ 29,749
国民健康保険基盤安定等負担金	1,065,041	1,090,360	△ 25,319
後期高齢者医療保険基盤安定負担金	775,932	780,264	△ 4,332
消費者行政推進事業費補助金	8,525	8,573	△ 48
地域人権啓発活動活性化事業委託金	550	600	△ 50
財産収入	1,027	1,027	0
諸収入	4,131	4,044	87
預金利子	1	0	1
私用電話料	1	1	0
広告収入	132	132	0
消費生活相談業務負担金	2,906	2,850	56
コミュニティ事業助成金	0	0	0
その他の雑入	1,091	1,061	30
市債	14,700	13,500	1,200
町会会館建設費補助事業債	14,700	13,500	1,200
歳入合計	2,472,441	2,562,335	△ 89,894

## 【歳出】

(単位：千円)

科 目	令和3年度当初	令和2年度当初	差引増減
総務費	596,814	607,651	△ 10,837
一般管理費	5,491	6,720	△ 1,229
市民生活推進費	235,782	237,229	△ 1,447
男女共同参画推進費	30,017	27,437	2,580
交通安全対策費	21,458	25,064	△ 3,606
湯川支所費	17,246	17,386	△ 140
銭亀沢支所費	10,019	9,875	144
亀田支所費	44,947	22,882	22,065
戸籍住民基本台帳費	231,854	261,058	△ 29,204
民生費	7,885	5,526	2,359
国民年金費	7,885	5,526	2,359
衛生費	3,779,175	3,721,319	57,856
後期高齢者医療事業費	3,779,175	3,721,319	57,856
歳出合計	4,383,874	4,334,496	49,378

## 2 特別会計

### (1) 国民健康保険事業特別会計

【歳入】

(単位：千円)

科 目	令和3年度当初	令和2年度当初	差引増減
国民健康保険料	4,242,355	4,331,230	△ 88,875
一般被保険者国民健康保険料	4,242,245	4,330,840	△ 88,595
医療給付費分現年賦課分	2,910,449	2,953,068	△ 42,619
後期高齢者支援金等分現年賦課分	908,577	941,546	△ 32,969
介護納付金分現年賦課分	286,020	306,209	△ 20,189
医療給付費分滞納繰越分	94,210	88,912	5,298
後期高齢者支援金等分滞納繰越分	30,711	28,702	2,009
介護納付金分滞納繰越分	12,278	12,403	△ 125
退職被保険者等国民健康保険料	110	390	△ 280
医療給付費分現年賦課分	0	16	△ 16
後期高齢者支援金等分現年賦課分	0	5	△ 5
介護納付金分現年賦課分	0	5	△ 5
医療給付費分滞納繰越分	61	215	△ 154
後期高齢者支援金等分滞納繰越分	24	82	△ 58
介護納付金分滞納繰越分	25	67	△ 42
使用料及び手数料	8	2	6
証明等手数料	7	1	6
督促手数料	1	1	0
国庫支出金	100	839	△ 739
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	639	△ 639
災害臨時特例補助金	100	200	△ 100
道支出金	20,650,337	20,842,422	△ 192,085
保険給付費等交付金(普通交付金)	20,369,398	20,542,544	△ 173,146
保険給付費等交付金(特別交付金)	279,066	297,992	△ 18,926
健康増進事業費補助金	1,873	1,886	△ 13
財産収入	839	373	466
積立基金運用収入	839	373	466
繰入金	2,822,518	2,943,000	△ 120,482
一般会計繰入金	2,818,000	2,893,000	△ 75,000
基金繰入金	4,518	50,000	△ 45,482
繰越金	1	1	0
諸収入	14,031	14,028	3
一般被保険者延滞金	3,500	3,500	0
退職被保険者等延滞金	10	10	0
一般被保険者第三者納付金	5,800	5,900	△ 100
退職被保険者等第三者納付金	100	100	0
一般被保険者返納金	4,000	3,900	100
退職被保険者等返納金	100	100	0
医療給付金等収入	100	100	0
雑収入	421	418	3
歳入合計	27,730,189	28,131,895	△ 401,706

## 【歳出】

(単位：千円)

科	目	令和3年度当初	令和2年度当初	差引増減
総	務費	176,622	190,174	△ 13,552
	一般管理費	61,808	64,208	△ 2,400
	賦課徴収費	42,253	43,109	△ 856
	特別対策事業費	72,561	82,857	△ 10,296
保	険給付費	20,369,405	20,542,544	△ 173,139
	療養給付費	17,262,609	17,512,560	△ 249,951
	療養費	132,623	138,515	△ 5,892
	審査支払委託費	45,982	46,816	△ 834
	高額療養費	2,855,785	2,760,799	94,986
	高額介護合算療養費	2,000	2,010	△ 10
	移送費	800	810	△ 10
	出産育児一時金	56,729	67,654	△ 10,925
	葬祭費	12,870	13,380	△ 510
	傷病手当金	7	0	7
国	民健康保険事業費納付金	6,579,035	6,816,414	△ 237,379
	医療給付費分	4,815,959	4,979,682	△ 163,723
	後期高齢者支援金等分	1,343,315	1,390,381	△ 47,066
	介護納付金分	419,761	446,351	△ 26,590
共	同事業拠出金	4	4	0
財	政安定化基金拠出金	8	23	△ 15
保	健事業費	190,661	181,156	9,505
	特定健康診査等事業費	159,753	160,985	△ 1,232
	保健衛生普及費	30,908	20,171	10,737
基	金積立金	840	374	466
諸	支出金	17,695	12,907	4,788
	過年度支出金	100	100	0
	一般被保険者保険料還付金	17,000	12,000	5,000
	退職被保険者等保険料還付金	85	297	△ 212
	還付加算金	510	510	0
職	員費	385,919	378,299	7,620
	一般部局職員費	385,919	378,299	7,620
予	備費	10,000	10,000	0
	歳出合計	27,730,189	28,131,895	△ 401,706

## (2) 後期高齢者医療事業特別会計

### 【歳入】

(単位：千円)

科 目	令和3年度当初	令和2年度当初	差引増減
後期高齢者医療保険料	3,133,328	3,062,573	70,755
後期高齢者医療保険料	3,133,328	3,062,573	70,755
使用料及び手数料	1	1	0
督促手数料	1	1	0
道 支 出 金	1,190	1,280	△ 90
広 域 連 合 支 出 金	2,369	2,023	346
繰 入 金	1,239,000	1,252,000	△ 13,000
繰 越 金	1	1	0
諸 収 入	102,222	96,506	5,716
延 滞 金	1	1	0
後期高齢者医療広域連合受託事業収入	72,749	77,589	△ 4,840
償還金及び還付加算金	10,500	10,500	0
雑 入	18,972	8,416	10,556
歳 入 合 計	4,478,111	4,414,384	63,727

### 【歳出】

(単位：千円)

科 目	令和3年度当初	令和2年度当初	差引増減
総 務 費	40,332	39,701	631
一 般 管 理 費	7,170	7,282	△ 112
徴 収 費	33,162	32,419	743
保 健 事 業 費	91,994	98,434	△ 6,440
健 康 診 査 事 業 費	91,994	98,434	△ 6,440
後期高齢者医療広域連合納付金	4,260,059	4,204,153	55,906
諸 支 出 金	10,500	10,500	0
過 年 度 支 出 金	10,000	10,000	0
還 付 加 算 金	500	500	0
職 員 費	74,226	60,596	13,630
予 備 費	1,000	1,000	0
歳 出 合 計	4,478,111	4,414,384	63,727



## § 3 市民生活



# 1 市民相談の概要

## (1) 一般・行政相談

市民相談は、行政に対する要望などのほか隣近所のトラブルや困りごと相談、各種問い合わせなど、市民生活に関わる多種多様な相談に応じています。

平成24年度の「暮らし安心課」の新設を契機に、より一層市民相談窓口の利用促進を図るため、暮らしに関する総合的な相談窓口として「暮らし安心110番（21-3110・さあひやくとうぼん）」を開設しました。

「暮らし安心110番」は、市民からの相談等に対して、内容を正確に聴取し確認することで、いわゆる「たらい回し」を避け、市民の相談に対するワンストップ化に努めることとしています。

それぞれの事案に対しては、担当課と調整し、市民への明確な回答に努めるとともに、担当課に対しては、処理結果の報告を求め、検証することで今後の適切な対応に繋げるよう努めています。

また、行政以外の相談については、軽易なものには直接助言をするとともに、専門的な知識を必要とするものについては、「市民特別相談」により、対応しています。

市民相談の令和2年度の相談件数は、2,724件となっており、電話による相談が2,277件、来庁による面談での相談が396件、Eメールでの相談が51件となっています。

また、相談の内容については、一般相談が833件、行政相談が1,891件となっております。

### 令和2年度「暮らし安心110番」受付状況

相談の形態	件数	うち行政相談
来 庁	396件	274件
電 話	2,277件	1,568件
Eメール	51件	49件
文 書	0件	0件
計	2,724件	1,891件

くらし安心110番（一般・行政相談）（平成28～令和2年度）

（単位：件）

所 管 部 局 名		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
行 政 相 談	企 画 部	17	11	13	8	12
	総 務 部	14	16	36	11	87
	財 務 部	41	42	55	29	32
	競 輪 事 業 部	3	3	2	0	1
	市 民 部	257	375	351	391	720
	保 健 福 祉 部	276	208	231	215	218
	保 健 所	77	108	62	61	151
	子 ど も 未 来 部	21	15	22	14	15
	環 境 部	56	69	63	60	62
	経 済 部	3	6	6	21	71
	観 光 部	11	5	13	6	5
	農 林 水 産 部	8	15	5	7	12
	土 木 部	110	662	132	66	96
	都 市 建 設 部	98	105	65	62	74
	港 湾 空 港 部	0	0	0	1	3
	消 防 本 部	10	5	4	8	10
	教 育 委 員 会	11	8	14	10	10
	企 業 局（上下水道部）	17	12	15	16	15
	企 業 局（交通部）	8	9	6	2	3
	函 館 病 院	3	5	6	2	5
	そ の 他 部 局	7	12	6	10	5
	他 官 庁	342	362	250	244	284
行 政 相 談 計 （うち他部局と調整・回答）		1,390 (113)	2,053 (125)	1,357 (37)	1,244 (27)	1,891 (62)
一 般 相 談		1,338	1,155	1,164	1,060	833
合 計		2,728	3,208	2,521	2,304	2,724

## (2) 市民特別相談

市民特別相談は、市民の日常生活上の諸問題について問題解決の指針となるよう、専門の相談員が相談に応じるもので、相談日については、予約制となっており相談項目によって曜日等が異なっています。

### 令和3年度 市民特別相談開設状況 (本庁舎)

相談項目	曜日	相談時間	相談員	主な相談内容
法律	毎週 水, 金曜日	13:00 ~ 15:00	函館 弁護士会	金銭の貸借・契約上のトラブル等, 相続・離婚問題, その他民事問題(交通事故・事業経営 に関する相談を除く)
登記全般	第2, 3, 4 木曜日	13:00 ~ 15:00	函館 司法書士会	相続・贈与の手続き, 不動産等の登記・供託の手続き等
くらしの 法律手続	第1火曜日	13:00 ~ 15:00	北海道 行政書士会 函館支部	契約書・相続等に関する書類の作成 方法, 官公署等に提出する申請書の作成方 法
土地・家屋	1月~6月 第2, 4木曜日 7月~12月 第2木曜日	10:00 ~ 12:00	北海道 不動産 鑑定士協会	土地・建物等の価格, 賃貸借料・権利金・明渡し等の賃貸借 契約問題
困りごと 心配ごと	第1, 3火曜日	9:30 ~ 11:30	函館人権 擁護委員 協議会	夫婦や親子関係のもめごと, 職場や学校でのいじめ, 家庭内暴力, 隣近所のいやがらせ, 不当な差別等

### (亀田支所)

相談項目	曜日	相談時間	相談員	主な相談内容
法律	第1, 3火曜日 (4月のみ 第2, 3火曜日)	13:00 ~ 15:00	函館 弁護士会	金銭の貸借・契約上のトラブル等, 相続・離婚問題, その他民事問題(交通事故・事業経営 に関する相談を除く)

市民特別相談内容別件数の推移（平成28～令和2年度）

（単位：件）

相談区分	相談内容	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
法律	相続，遺言，贈与	126	137	162	162	142
	貸金取り立て，借金返済	48	32	38	49	38
	慰謝料，損害賠償	46	25	31	32	26
	保証人に関する事	7	7	5	3	3
	土地家屋に関する事	96	42	58	85	61
	交通事故に関する事					
	離婚問題に関する事	122	111	98	101	73
	契約に関する事	25	50	52	48	37
	労働問題に関する事	3	2	2	3	3
	その他	72	79	79	63	72
	計	545	485	525	546	455
登記全般	土地家屋の名義変更に関する事	19	15	26	24	17
	相続に関する事	36	65	42	53	39
	その他	11	11	7	4	7
	計	66	91	75	81	63
くらしの法律手続	行政事務手続に関する事	2	1		1	1
	その他	8	1	3	2	3
	計	10	2	3	3	4
土地・家屋	家賃，地代金に関する事	9	4	4	2	3
	土地家屋の売買に関する事	19	14	22	12	9
	立ち退き，明け渡しに関する事	1	1	2		
	賃貸借契約に関する事	6	2		2	1
	権利金，敷金に関する事					
	境界に関する事					
	その他		3	1	1	5
	計	35	24	29	17	18
困りごと 心配ごと	学校や職場でのいじめ			1		2
	家庭内暴力やもめごと	2	1	5	4	3
	隣近所のいやがらせ	4	2	5	3	3
	離婚に関する事	2		3	2	1
	子供の親権，教育					
	騒音等生活権の侵害					1
	その他	2	4	8	6	2
	計	10	7	22	15	12
	合計	666	609	654	662	552

### (3) 犯罪被害者の相談

犯罪被害者の相談では、被害にあわれた市民・家族から「どこに相談したらいいのかわからない」、「これからどうしたらいいのかわからない」等の相談や問い合わせに対して、内容を聴取し、担当課や専門の機関等を紹介しています。

## 2 多重債務相談の概要

バブル崩壊後の長引く景気の低迷や雇用環境の悪化などを背景として、一般消費者が収入を補うために複数の貸金業者から借入を繰り返したり、安易にクレジットカードを利用したりするなどして返済困難に陥る「多重債務」が極めて深刻な社会問題となり、平成15年には全国の自己破産申立件数が約24万件に上りました。

本市でも、市民相談や消費生活センターにおいて、借金（多重債務）に関する相談が急激に増加し、また、借金（多重債務）問題を背景として市税や国民健康保険料等を滞納するケースが多数発生したことから、事態を深刻に受け止め、こうした問題を抱える市民の生活再建を支援するため、平成21年4月、市役所1階に多重債務専門の相談窓口を開設しました。

### (1) 本市の多重債務相談の特色

#### ア 庁内関係部局との連携

庁内関係部局と連携をとることにより、借金（多重債務）問題を抱えた市民を早期に発見し、相談窓口へ誘導するとともに、問題の解決後、迅速かつ有効に相談者の生活再建が図られるよう、総合的な支援体制を構築しています。

#### イ 法律専門家への同行

借金（多重債務）問題の解決にあたって債務整理を行う場合、弁護士・司法書士といった法律専門家の協力が不可欠となります。本市多重債務相談においては、単に法律専門家を紹介するのではなく、担当相談員が相談者に同行して紹介・引継ぎを行うことにより、相談者の負担を軽減し、円滑な問題解決を図っています。

### 相談人数および弁護士・司法書士等への引継ぎ人数

区 分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
相 談 人 数	249人	231人	234人	242人
うち、弁護士・司法書士等への引継ぎ人数	66人	85人	79人	87人

## (2) 多重債務問題の未然防止

「借金」を含めたお金に関する知識は、すべての市民にとって、豊かな人生を送る上で必要不可欠なものであるという考えのもと、社会への旅立ちを目前に控えた高校生や新社会人などを対象とした出前講座を実施しています。

### 令和2年度出前講座開催実績

実施日	実施機関	対象	受講者数
R2. 6. 29	函館法人会	新入社員	63人
R2. 8. 11	北海道ファインケミカル株式会社	全社員	66人
R2. 11. 11	はこだて若者サポートステーション	就活中の若者	8人
R2. 11. 18	函館大学附属有斗高等学校	3年生	130人
R2. 11. 27	函館工業高等学校	定時制4年生	11人
R3. 3. 9	尾札部中学校	3年生	25人
R3. 3. 10	恵山中学校	3年生	9人
R3. 3. 19	函館法人会	新入社員	46人
		計	358人



### 3 消費者行政の概要

#### (1) 消費生活センター

消費生活の安定と向上を図る拠点として、昭和49年11月から函館市消費生活センターを設置しています。平成24年度からは広域相談体制を開始し、相談・あっせん業務等に関して渡島管内の10市町と連携を行っています。

なお、現在入居している函館駅前ビルが令和4年1月31日をもって閉鎖することから、テーオーデパートに移転します。

#### ア 消費生活センターの概要

##### (ア) 施設の概要

(令和4年1月31日まで)

- a 位置 函館市若松町16番8号 函館駅前ビル5階
- b 面積 84.98㎡

(令和4年2月1日から)

- a 位置 函館市梁川町10番25号 テーオーデパート6階
- b 面積 65.00㎡

##### (イ) 業務内容

- a 消費生活に関する相談
- b 消費生活に関する商品テスト
- c 消費生活に関する知識の普及および情報の提供
- d その他消費生活の安定および向上を図るために必要な事業

##### (ウ) 管理体制

- ・ 昭和53年4月～ 函館消費者協会へ管理委託
- ・ 平成18年4月～ 指定管理者制度導入  
(平成18年4月～平成21年3月 函館消費者協会)
- ・ 平成21年4月～ 指定管理者  
(平成21年4月～平成24年3月 函館消費者協会)
- ・ 平成24年4月～ 指定管理者  
(平成24年4月～平成29年3月 函館消費者協会※)  
※ 平成24年12月から法人格を取得  
特定非営利活動法人 函館消費者協会
- ・ 平成29年4月～ 指定管理者  
(平成29年4月～令和4年3月  
特定非営利活動法人 函館消費者協会)

## 令和2年度 消費生活センター商品別・内容別相談受付件数

(単位: 件)

内容別分類項目 商品別分類項目	受付		内容別相談件数														計
	受付件数	うち苦情件数	安全衛生01	品質・機能・役務品質02	法規・基準03	価格・料金04	計量05	表示・広告06	販売方法07	契約・解約08	接客対応09	包装容器10	施設設備11	買物相談12	生活知識13	その他14	
A 商品一般	155	147				14		18	82	126	13			3		1	257
B 食料品	226	220	1	13		46	3	25	187	199	42	1		3	1	1	522
C 住居品	74	68		20	3	9		3	47	54	20			3	1	1	161
D 光熱水品	24	22		2	1	7		1	14	13	4			1			43
E 被服品	93	89		7	1	4		12	78	82	12					3	199
F 保健衛生品	215	210	2	12	3	35	3	27	167	175	31			1			456
G 教養娯楽品	154	151		19	2	19		14	120	135	41				2		352
H 車両・乗り物	58	56	1	14	1	11		1	23	51	17						119
I 土地・建物・設備	21	20		4		2		1	14	16	5			1			43
J 他の商品	1	1				1				1	1						3
商品計(A~J)	1,021	984	4	91	11	148	6	102	732	852	186	1	0	12	4	6	2,155
K クリーニング	8	8		6					3	4	6						19
L レンタル・リース・賃貸	77	72	1	13	1	33	1	2	26	52	18					3	150
M 工事・建築・加工	39	37	2	11	1	18		1	11	21	10						75
N 修理・補修	12	12		4	1	7		2	7	7	6						34
O 管理・保管	1	1									1						1
P 役務一般	2	2							2	2							4
Q 金融・保険サービス	92	83		1	3	14		4	36	71	5					5	139
R 運輸・通信サービス	401	394	1	10	1	99		28	328	328	74			1	1	1	872
S 教育サービス	4	3				1			3	3	1			1			9
T 教養・娯楽サービス	28	28	1	1	2	4		2	20	20	7						57
U 保健・福祉サービス	30	25	2	6	2	4		3	9	17	7			1	1	1	53
V 他の役務	61	59			2	8		3	33	48	14					2	110
W 内職・副業・相場	3	3				1			3	2							6
X 他の行政サービス	24	14		2	8				4	11	3				1	5	34
役務計(K~X)	782	741	7	54	21	189	1	45	485	586	152	0	0	3	3	17	1,563
Z 他の相談	45																
総件数	1,848	1,725	11	145	32	337	7	147	1,217	1,438	338	1	0	15	7	23	3,718

※内容別相談件数は、1商品に対して2つ以上の相談内容もあるため、商品別相談件数と一致しない。

## (2) 消費者意識向上啓発事業

ア 消費者月間および消費者の日記念事業の開催（令和2年度、3年度は中止）  
例年、5月の消費者月間に「消費生活パネル展」を、5月30日の消費者の日に函館消費者協会と共催で街頭啓発キャンペーンを実施し、消費生活に関する正しい知識の普及と消費者意識の向上、啓発を図っています。

### イ 消費者情報の提供

石油製品の小売価格調査結果、その他消費生活に関する情報を掲載した「消費生活情報」を毎月発行し、消費生活の改善・啓発に努めています。

### ウ 函館消費者協会との協働・連携

特定非営利活動法人函館消費者協会は、消費について正しい知識の普及と消費者の利益擁護に努め、正常な取引の促進と消費生活の安定向上を図ることを目的として組織された団体であり、本市では同協会との協働・連携を図るとともに、その事業活動に対して補助金を交付し、支援しています。

### エ 消費者教育の実施

賢い消費者を目指し、消費生活の基礎的な知識を習得するため、身近な問題をテーマとした消費生活講座や出前講座を開催しています。また、若年層の消費者被害を防止するために、教育機関と連携した消費者教育の充実を図っています。

## (3) 製品表示等に関する立入検査業務

製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）および家庭用品品質表示法に基づき、製品に適合した表示が付されているか、無表示となっていないか、あるいは特定の製品を販売するにあたって、所定の説明義務などが果たされているか、これらの確認に重点を置いた立入検査を実施しています。

### 立入検査実施状況

区分	H30年度	R元年度	R2年度
立入店舗数	30店	31店	18店
検査商品点数	182点	497点	178点

## (4) 石油製品小売価格調査

石油製品の価格調査により個々の価格動向を把握し、必要により、価格の抑制等について消費者団体と連携して関係機関に働きかけることとしています。

ア 調査の概要

- (ア) 調査日 毎月12日
- (イ) 調査品目 家庭用灯油（1リットル・ホームタンク配達価格）  
プロパンガス（5立米／10立米・基本料金を含む）  
軽油（1リットル・店頭価格，セルフを除く）  
A重油（1リットル・ローリー配達価格）  
レギュラーガソリン（1リットル・店頭価格，セルフを除く）
- (ウ) 調査店 販売店27店
- (エ) 調査方法 電話による聞き取りまたはFAXによる調査

## 4 市民生活推進

### (1) 町会組織

町会や自治会等地域住民が組織する団体（以下「町会等」という。）では、地域住民が相互に連携を保ち、「自らの手で住みよいまちづくり」を目標に防犯，交通安全，防災，青少年の健全育成などの諸問題に対し，積極的な取り組みを行っています。

### (2) 認可地縁団体

町会等における不動産登記等財産上の諸問題を解決するため，地方自治法第260条の2の定めにより，一定要件を満たす町会等は市町村の認可により法人格を取得することができます。本市では令和3年6月末現在，72の町会等が「認可地縁団体」となっています。

### (3) 町会交付金

町会等の運営は，会員の会費を主財源に運営していますが，市は町会活動のより一層の促進と活性化を図るため，交付金を交付しています。

町会交付金の推移

（単位：団体，千円）

年度	団体数	交付金額	備 考
H30	180	69,122	(交付基準) 世帯割 1世帯 370円 組織割 1町会 18,200円～108,900円
R元	178	68,696	
R2	178	68,508	

#### (4) 町会会館建設費補助金

町会等が、自主的活動に資するため会館を建設（新築・増改築および建物の取得）する場合に、建設工事費の一部を補助しています。

町会会館建設費補助金の推移 (単位：団体，千円)

年度	団体数	補助金額	備 考
H30	11	19,303	(補助基準) 工事費の2分の1以内とし、限度額1,000万円。 バリアフリー化等の一定の要件を満たす場合にはさらに100万円が上乘せされます。
R元	7	14,741	
R2	6	5,608	

#### (5) 町会備品設備整備費補助金

町会等が、実施する地域活動に必要な備品設備を整備する場合に、経費の一部を補助しています。

町会備品設備整備費補助金の推移 (単位：団体，千円)

年度	団体数	補助金額	備 考
H30	9	1,981	(補助基準) 事業費の2分の1以内とし、限度額50万円
R元	12	1,698	
R2	19	2,949	

#### (6) 街路灯設置および電灯料補助金

夜間の交通安全、犯罪の防止などの目的をもって街路灯を設置する団体、個人に対し、設置工事費および電灯料（公衆街路灯）の補助をしています。

街路灯設置および電灯料補助金の推移 (単位：灯，千円)

年度	設置費補助		電灯料補助		備 考
	灯数	補助金額	灯数	補助金額	
H30	1,881	59,148	22,998	73,607	(補助基準) ○街路灯設置 工事額の8/10(LED灯については8.5/10)と補助限度額のいずれか少ない方の額 ○電灯料 8/10
R元	1,514	47,447	19,961	68,102	
R2	1,045	32,183	19,959	59,863	

## (7) 地域安全安心促進交付金

町会等の自主防犯活動を促進するために、遠方からの被視認性が高く、心理的犯罪抑制効果のある青色回転灯を、町会等が警察の証明を受け、車両に整備し防犯パトロールを実施する場合に、1台につき年額5千円の交付金を交付しています。

地域安全安心促進交付金の推移

(単位：団体、台、千円)

年度	団体数	台数	交付金額	備考
H30	37	62	310	(交付基準) 青色回転灯装備車 1台 5,000円
R元	35	59	295	
R2	33	56	280	

## (8) 函館市地区・方面別町会名

函館市地区・方面別町会名一覧

令和3年6月末日現在

地区	方面	数	町会名	地区	方面	数	町会名
西部 地区	1	7	<b>入舟町会</b> 、 <b>船見町第一町会</b> 第二船見町会、弥生町会 <b>天神町会</b> 、 <b>弁天町会</b> <b>大町町会</b>	東 央 地 区	11	9	上湯川町会、上湯川団地町会 <b>旭岡町会</b> 、西旭岡市営自治会 <b>亀尾町会</b> 、 <b>蛾眉野町会</b> 西旭岡町会、鱒川町会 ガーデンヒル自治会
	2	8	末広町会、元町町会 青柳町会、○谷地頭町会 <b>住吉町会</b> 、 <b>宝来町会</b> <b>東川町会</b> 、 <b>豊川町会</b>		12	14	根崎町会、高松町会 高松町親交会、高根西部町会 空港団地町会、志海苔町会 三協町会、 <b>銭亀町会</b> <b>望洋団地自治会</b> 、 <b>新湊町会</b> <b>古川町会</b> <b>豊原町会</b> <b>石崎町会</b> <b>鶴野町会</b>
	3	7	<b>大手町会</b> 、 <b>栄町会</b> 、 <b>旭町会</b> <b>東雲町会</b> 、 <b>大森町会</b> <b>松風町会</b> 、 <b>若松町会</b>				
	4	6	<b>千歳町会</b> 、 <b>新川町会</b> <b>上新川町会</b> 、 <b>海岸町内会</b> <b>大縄町会</b> 、 <b>松川町会</b>				
中 央 地 区	5	12	万代町会、 <b>北浜町会</b> <b>港町会</b> 、 <b>港町北部町会</b> <b>追分町会</b> 、 <b>亀田町民会</b> <b>大川町会</b> 、 <b>白鳥町会</b> 田家町会、 <b>八幡町会</b> 宮前町会 道宮大川団地自治会	北 部 地 区	13	4	函館市桔梗町会、桔梗北町会 <b>桔梗西部町会</b> 、 <b>石川町会</b>
	6	10	<b>中島町会</b> 、 <b>千代台町会</b> <b>堀川町会</b> 、 <b>高盛町会</b> 宇賀浦町会、函館市日乃出町会 <b>的場町会</b> 、 <b>金堀広野町会</b> 函館少年刑務所宿舎町会 日乃出改良団地自治会		14	5	亀田本町第一町会、亀田本町第二町会 亀田本町第四町会、亀田本町第五町会 函館市亀田港町会
	7	13	<b>時任町会</b> 、 <b>本町会</b> 、 <b>梁川町会</b> <b>杉並町会</b> 、 <b>五稜郭町会</b> 柳町会、 <b>函館市松陰町会</b> <b>人見町会</b> 、 <b>人見南町会</b> <b>乃木町会</b> 、 <b>柏木町会</b> 川原町親和会、川原町会		15	3	<b>昭和町会</b> 、 <b>東富岡町会</b> <b>函館市富岡町一丁目町会</b>
					16	3	<b>函館市赤川町会</b> 、 <b>美原町会</b> 北美原町会
					17	4	中道一丁目町会、函館市本通町会 南本通町会、 本通中央町会
					18	5	<b>神山町会</b> 、 <b>鍛冶町会</b> 中道第二町会、 <b>陣川あさひ町会</b> 陣川みどり町会
					19	6	<b>山の手町会</b> 、 <b>ひばりが丘町会</b> <b>函館市東山町会</b> 、 <b>ニュー東山町会</b> <b>東山見晴台団地町会</b> 山の手2丁目中央町会
東 央 地 区	8	7	<b>深堀町会</b> 、 <b>深駒町会</b> 駒場自治町会、湯浜町会 広野北部町会 駒場団地町会 東深堀町会	東 部 地 区	20	10	<b>小安町会</b> 、 <b>釜谷町会</b> 、 <b>汐首町内会</b> 瀬田来町内会、弁才町町内会 泊町町内会、館町町内会、西浜町会 東浜町内会、原木二見町会
	9	13	函館市湯川町1丁目町会 湯川町2丁目町会 <b>湯川三丁目町会</b> 、 <b>榎本町会</b> 戸倉ヶ丘町会、 <b>高丘町会</b> 湯川温泉町会、上野町会 香雪団地自治会、高丘団地自治会 見晴町会、鈴蘭丘町会、滝晴町会		21	8	○日浦町内会、尻岸内町内会、中浜町内会 女那川町内会、日ノ浜町内会 古武井町内会、 <b>恵山町内会</b> 、 <b>御崎町内会</b>
					22	3	榎法華町会 新浜町二町内会、銚子町内会
					23	8	古部町内会、木直町内会、尾札部町内会 川汲町内会、安浦町内会、臼尻町内会 大船町内会、磯谷町内会
	10	13	<b>花園町会</b> 、函館市日吉ヶ丘町会 はるか台自治会、日吉町第六団地自治会 <b>日吉町会</b> 、日吉東部町会 日吉町北栄会、日吉北団地会 日吉四丁目町会 <b>日吉南団地自治会</b> 日吉第八団地自治会 日吉自由ヶ丘自治会、日吉親互会	計	178		

※ 太字は認可地縁団体

※ 地区・方面は、函館市町会連合会の区分による。ただし、○印は町会連合会未加入団体

## 5 人権啓発の推進（地域人権啓発活動活性化事業）

平成12年度より、国が行う人権啓発活動のうち、都道府県に委託される事業（都道府県地域事業）を、北海道からの再委託を受けて、「地域人権啓発活動活性化事業」の実施に取り組んでいます。

この事業を通じて、人権尊重思想の普及高揚を図り、人権問題に対する正しい認識を広めるために、基本的人権の擁護に係る各種啓発活動を行っています。

### 令和2年度 地域人権啓発活動活性化事業（事業費 600,000 円）

事業区分	事業内容
1 人権の花運動	<p>児童が互いに協力しながら、花を育てることにより、情操を豊かにし、命の大切さや相手に対する思いやりの心を身につけてもらうことを目的に、市内の小学校3校に花（プランター植栽済）を贈った。</p> <p>実施日：R2.8.25, 27, 28</p>
2 市電中吊り広告および「広告電車」の運行	<p>市電4両を活用して中吊り広告を行うことで、人権啓発事業（特設人権相談所の開設、人権相談窓口の案内、広告電車の運行）の周知を視覚にアピールした。</p> <p>運行期間：R2.11.1～R3.1.31（92日間）</p> <p>市電1両に小中学生の人権ポスターコンテスト受賞作品や人権に関するポスター等を掲示して運行した。</p> <p>実施日：R2.12.1～12.31（31日間）</p>
3 障害者スポーツ（車椅子バスケットボール）体験教室	<p>市内の中学生に障害者スポーツ（車椅子バスケットボール）を体験してもらうことで、障がい者への理解を深め、人権意識の向上を図った。</p> <p>実施日：R2.11.7 参加者数19人</p>
4 フリーペーパー「青いぼすと」広告掲載	<p>人権相談窓口の案内広告を掲載し、広く周知を図った。</p> <p>（函館市，北斗市，七飯町 107,000世帯）</p> <p>掲載日：R2.11.27 発行号</p>
5 チラシの配布	<p>特設人権相談所の開設や人権相談窓口の案内に係るチラシを作成し、市役所1階市民ホール情報発信コーナー「はこだてiスペース」へ設置し市民へ配布した。</p> <p>さらに、小中学生の人権ポスターコンテスト作品展の開催時にもチラシを配布し、周知を図った。</p>



## § 4 男女共同参画



# 1 男女共同参画に関する施策の概要

国では、男女共同参画社会の実現をめざし、総合的、計画的に男女平等政策を進めていくための基本となる法律、「男女共同参画社会基本法」を平成11年6月23日から施行し、「男女共同参画基本計画」を平成12年12月に策定しました。

函館市では、平成10年に「～男女共同参画社会をめざす～はこだてプラン21」を策定、また平成17年には、「函館市男女共同参画推進条例」を制定し、誰もが男女平等を実感できる社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

これにより市民意識も少しずつ変化してきましたが、固定的性別役割分担意識やこれを反映した社会慣行などは依然として残っており、さらに今後は少子高齢化の進行や家族形態・労働環境の変化など、新たな状況への対応も求められています。

このようなことから、引き続き男女共同参画を推進するため、平成20年には条例の基本理念を踏まえた第2次函館市男女共同参画基本計画「はこだて輝きプラン」を、平成30年3月には、それに次ぐ第3次基本計画を策定しました。

条例の基本理念である「男女の人権の尊重」、「社会における制度または慣行についての配慮」、「政策等の立案決定への共同参画」、「家庭生活とその他の活動の両立」、「性に関する理解と尊重」、「国際社会の動向への留意」を踏まえ、施策を推進するため、講座の開催など各種啓発活動を含め、男女共同参画に関する事業を行っています。

## (1) 函館市男女共同参画推進条例の制定（平成17年3月25日）

男女共同参画の基本理念等を明らかにし、市・市民・事業者が一体となって男女共同参画社会の実現をめざします。

## (2) 男女共同参画審議会（平成17年度～）

男女共同参画の推進について、市長の諮問に応じ、調査審議することにより男女共同参画の実現に向けて、良識的かつ専門性の高い意見を徴します。

### ア 組織および委員

- ・委員数 12人以内
- ・構成 (ア) 学識経験者
  - (イ) 男女共同参画関係団体からの推薦者
  - (ロ) 企業経営者
  - (ハ) 関係行政機関
  - (ニ) 公募委員

## イ 委員名簿

(令和3年6月末日現在)

区 分	氏 名	所属団体または職業
学識経験者	西谷 さおり	函館市小学校長会
	塗 政 江	行政相談委員 (男女共同参画担当)
	荒 木 知 恵	函館弁護士会
	木 村 育 恵	北海道教育大学教育学部函館校
	池 田 延 己	北海道高等学校長協会道南支部
男女共同参画関係 団体からの推薦者	埜 澤 彩 香	連合北海道 函館地区連合会
	佐々木 香	函館市女性会議
企業経営者	田 口 輝	(公社)函館法人会 青年部会
	富 田 秀 嗣	函館商工会議所
関係行政機関	松 本 伸	北海道渡島総合振興局
公募委員	京 田 教 子	-
	喜 多 岳 史	-

(敬称略)

### (3) 男女共同参画苦情処理制度 (平成17年度～)

男女共同参画の推進の観点から、市が実施する施策等についての苦情の申し出とともに、性差別など人権の侵害に係る相談を第三者が受け止め、解決へ向けて適切に対応することにより、男女共同参画社会の実現を目指します。

### (4) 主な事業の概要

#### ア 啓発事業

##### (ア) はこだて男女共同参画フォーラム (平成元年度～)

毎年、市内の団体が参加し、男女共同参画社会の実現をめざし、市民意識の高揚を目的に講演会などを行います。

令和2年度

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、代替として女性センターでミニフォーラムを開催した。

講 師：木村 育恵氏

(北海道教育大学函館校国際地域学科教授)

佐藤 香氏

(NPO法人ウイメンズネット函館)

テーマ：「コロナ禍のいまこそ、まちづくりをジェンダーの視点から考える」

**(イ) 男女共同参画情報誌「マイセルフ」の発行（平成12年度～）**

市民各層に男女共同参画の意識づくりを進めるため、市民のニーズに沿った情報誌を発行します。

(令和2年度 Vol. 64・65 各5,000部発行)

※ 昭和47年度～「はこだての婦人」発行

※ 平成24年度から女性センター指定管理者に業務委託

**(ロ) 男女共同参画啓発誌の発行（平成13年度～）**

男女共同参画の意識づくりについては、若年層から裾野を広げていくことが、より効果的であることから、小中学生向け啓発誌を作成します。

(令和2年度 小学生版2,600部,中学生版2,300部発行)

**(エ) 事業者向け勉強会の開催（平成25年度～）**

男女共同参画社会の実現を視野に入れた職場環境の整備やワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を推進することを目的として、市内事業所の経営者や人事担当者等を対象に、勉強会を行います。

令和2年度

講師：伊藤 輝美 氏（ワーク・ライフ・バランス北海道）ほか

テーマ：「コロナを機に考えるこれからの働き方～テレワークの導入で変わる会社の未来～」

**(オ) ワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業の実施（平成30年度～）**

男女共同参画社会の形成に必要なワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業や高等教育機関等にアドバイザーを派遣します。

令和2年度実施回数

企 業 5社

高等教育機関等 2校

**(カ) 性的少数者への理解の促進（平成30年度～）**

LGBT（性的少数者）当事者が、ありのまま生きられるよう、偏見のない地域社会の実現を目指し、啓発パンフレットの作成により市民への啓発に努めています。

令和2年度3,000部発行

## イ 政策や方針決定過程への女性の登用促進

### 女性人材リストの作成（平成25年度～）

政策・方針決定過程への女性の参画を推進し、あらゆる分野への女性の活躍の場を拡げるため、様々な分野にわたる人材を「女性人材リスト」に登録し、庁内各部局へ女性人材の情報提供を行っています。

## （5）女性団体への運営補助

### 函館市女性会議補助金（昭和61年度～）

函館市の女性団体が連絡協調し、女性団体活動を推進し、女性の地位向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を目指した本市のまちづくりに貢献することを目的として、補助金を交付しています。

（令和2年度 補助金141,486円）

## （6）函館市女性センターにおける施策の推進

女性の福祉の増進と教養の向上を図り、および男女共同参画社会の形成の促進をめざして、学習講座や教養講座などを開催するとともにセンターを利用しているグループの育成支援に努めます。

・平成18年度から指定管理者制度導入

（平成18年度～20年度 函館家庭生活カウンセラークラブ）

（平成21年度～23年度 につぼん生活文化楽会）

（平成24年度～28年度 につぼん生活文化楽会）

（平成29年度～令和3年度 につぼん生活文化楽会）

## § 5 国民健康保険事業

(別掲こくほはこだて参照)





## § 6 国民年金事業



# 1 国民年金事業の概要

国民年金は、すべての国民を対象に、老齢、障害または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的として、昭和34年に発足し、昭和36年に「国民皆年金」体制が始まりました。

昭和61年4月の改正においては、本格的な高齢社会に対応し、すべての国民を対象に基礎年金を支給する制度を創設しました。

その後も、より良い制度にするための改正が繰り返されており、基礎年金番号制度の実施（平成8年度）、多段階免除の導入（平成18年度）、基礎年金の2分の1国庫負担の恒久化（平成26年度）や遺族基礎年金の父子家庭への支給（平成26年度）、受給資格期間の10年短縮（平成29年度）、産前産後期間の保険料免除の導入（令和元年度）、また、令和元年10月からは、消費税引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するため、年金生活者支援給付金制度も始まり、持続可能で国民に信頼される制度の構築を目指しています。

国民年金事業は、国、市そして日本年金機構が密接に連携し合い取り組んでおり、少子高齢化が急速に進んでいる中、全国民の所得保障の中核を担う制度として、将来とも、制度の安定的な運営・充実が望まれています。

## （1）国民年金の被保険者

国民年金の被保険者は、次の3種類に分けられます。

第1号被保険者	日本国内に住んでいる自営業者、学生、無職の方など（外国人登録されている方を含む）で20歳以上60歳未満の方
第2号被保険者	厚生年金保険、共済組合等の加入者で65歳未満の方
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

このほか、次のような方が任意加入することができます。

- ・海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
- ・日本国内に住所のある厚生年金保険の老齢給付等を受けられる20歳以上60歳未満の方
- ・昭和40年4月1日以前生まれで、年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方で、日本国内に住んでいる方または海外に住んでいる日本人の方（ただし、受給資格期間を満たすまでの期間）

## (2) 国民年金の保険料

国民年金の第1号被保険者および任意加入者は、保険料を納めなければなりません。また、より高い老齢給付を望む第1号被保険者・任意加入者は、希望により付加保険料を納めることができます。

- ・定額保険料 月額 16,610円 (令和3年度)
- ・付加保険料 月額 400円

### ① 免除・納付猶予制度

保険料を納めることが困難な方には、保険料の免除制度、納付猶予制度、学生には納付特例制度があります。

法定免除	生活扶助を受けているときや、障害年金を受けているとき。
産前産後期間の免除	出産前後の一定期間の保険料については、納付することを要せず保険料納付済期間に算入されます。
全額免除	前年所得額が全額免除の基準以下、または失業等により保険料納付が困難な場合に申請して承認されたとき、保険料の全額が免除され受給資格期間に含まれます。
一部免除 4分の3免除 半額免除 4分の1免除	前年所得額が一部免除の基準以下、または失業等により保険料納付が困難な場合に申請して承認されたとき、保険料の一部が免除されます。減額された保険料を納めた期間は、受給資格期間に含まれます。
納付猶予	前年所得額が基準以下の50歳未満の方で、申請し承認されたとき納付が猶予されます。受給資格期間に含まれますが年金額へ反映されません。
学生納付特例	前年所得額が基準以下の学生で、申請し承認されたとき、納付が猶予されます。受給資格期間に含まれますが年金額へ反映されません。

(注) 厚生年金保険・共済組合の加入者である第2号被保険者とその被扶養者である第3号被保険者の保険料は、各々の制度でまとめて国民年金制度に拠出しますので、被保険者が保険料を支払う必要はありません。

ただし、第3号被保険者は、配偶者の勤務先経由での届出が必要です。

### ② コロナウイルス感染症の影響による特例の免除申請

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金の免除基準以下まで所得の低下が見込まれる方について、臨時特例措置として簡易な手続きにより、国民年金保険料を免除または猶予する申請が可能となりました。

### (3) 国民年金の給付

#### ① 基礎年金

##### ア 老齢基礎年金

<支給要件>

老齢基礎年金は、大正15年4月2日以後に生まれた方を対象として、保険料を納めた期間などが原則10年以上ある方が、65歳になったときに支給されます。

<年金額>

- ・保険料を全期間（加入可能年数）納めた方  
780,900円（月額65,075円）
- ・免除や未納期間がある方

$$780,900円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{一部免除月数} \times (7/8 \sim 5/8) + \text{全額免除月数} \times 1/2^*}{\text{加入可能年数}(40年) \times 12}$$

※ただし平成21年3月分までは、保険料納付月数+一部免除月数×(1/2~5/6)+全額免除月数×1/3

<支給の繰り上げ、繰り下げ>

支給開始年齢は、希望によって60歳から64歳の間に繰り上げることができますが、支給年金額は一定の率で減額されます。また、支給年齢を繰り下げて65歳以降の希望する年齢から支給を受けることもできます。この場合、支給年金額は一定の率で増額されます。

昭和16年4月2日以降生まれの人の支給率			
繰り上げ（1ヶ月あたり0.5%減額）		繰り下げ（1ヶ月あたり0.7%増額）	
60歳～60歳11月	70.0～75.5%	65歳～65歳11月	100%（繰り下げ該当なし）
61歳～61歳11月	76.0～81.5%	66歳～66歳11月	108.4～116.1%
62歳～62歳11月	82.0～87.5%	67歳～67歳11月	116.8～124.5%
63歳～63歳11月	88.0～93.5%	68歳～68歳11月	125.2～132.9%
64歳～64歳11月	94.0～99.5%	69歳～69歳11月	133.6～141.3%
65歳	100%	70歳	142%

※ 一度、減額・増額された年金額は生涯変わりません。

<付加年金>

付加保険料を納めた方に、老齢年金に加算して支給されます。

付加年金額 200円 × 付加保険料を納付した月数

## イ 障害基礎年金

### <受給要件>

- (1) 被保険者期間中に初診日がある病気やけがで障がい者になったとき
  - (2) 60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日がある病気やけがで障がい者になったとき
- ((1), (2)の場合とも障がいの状態が障害等級表の1級または2級であることが必要です。)

### <納付要件>

初診日の前日に、保険料納付済期間と免除期間を合わせて、初診日の属する月の前々月までの加入期間が2/3以上あること（初診日が令和8年3月31日までにある場合、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に滞納がなければよいことになっています。）

### <年金額>

基本額      1級      976,125円（月額81,343円）  
              2級      780,900円（月額65,075円）

加算額      障害年金を受けられるようになったとき、その方により生計を維持されている18歳到達年度の末日までにある子または障がい等級が1級、2級の状態にある20歳未満の子がいる場合は、次の金額が加算されます。

1人目、2人目      各    224,700円  
3人目以降          各      74,900円

なお、平成23年4月から、子の加算額の対象者は、障害基礎年金の受給権が発生した日の翌日以後に生計を維持することになった子（平成23年3月までに生計を維持することになった子も含めます）も対象とされています。

## ※ 特別障害給付金

### <支給対象者>

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
  - (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者
- ((1), (2)に該当する方で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する方)

### <支給額>

障害基礎年金1級に該当する方      月額    52,450円  
障害基礎年金2級に該当する方      月額    41,960円

## ウ 遺族基礎年金

### <受給要件>

死亡した方の配偶者で18歳到達年度の末日までにある子または障がい等級が1級、2級の状態にある20歳未満の子を扶養している場合

### <納付要件>

死亡日の前日に、死亡した方の保険料納付済期間と免除期間を合わせて、死亡日の属する月の前々月までの加入期間が2/3以上あること(令和8年3月31日以前に死亡した場合、死亡日の属する月の前々月までの直近1年間に滞納がなければよいことになっています)

### <年金額>

基本額		780,900円
加算額	子1人目, 2人目	224,700円
	子3人目以降	74,900円

(ア) 配偶者が受けるとき……基本額に子の加算を加えた額

(イ) 子が受けるときの1人あたりの支給額

受給権のある子が1人……基本額

〃 2人以上……基本額に2人目以降の加算額を加え、年金を受ける子の数で割った額

## ② 国民年金の独自給付

### ア 寡婦年金

#### <受給要件>

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて、10年以上ある夫が年金を受けないで死亡した場合に、夫によって生計を維持し、かつ10年以上の婚姻関係が継続している妻に60歳から65歳(60歳に達した日の翌月から、死亡するか、婚姻するか、65歳に達する日の属する月)まで支給されます。

#### <年金額>

夫の第1号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金額の3/4

### イ 死亡一時金

#### <受給要件>

3年以上、国民年金保険料を納付した方が、年金を受けないで死亡したとき、その遺族に支給されます。

<一時金の額>

保険料を納付した期間に応じて、次表のとおり。

納付済期間		金 額
36月以上	180月未満	120,000円
180月以上	240月未満	145,000円
240月以上	300月未満	170,000円
300月以上	360月未満	220,000円
360月以上	420月未満	270,000円
420月以上		320,000円

※ 4分の1免除期間については3/4、半額免除期間については1/2、4分3免除期間については1/4に相当する月数

#### (4) 福祉年金

この年金は、全額国が負担するので本人や配偶者または扶養義務者の所得制限や他の年金との併給制限が定められています。

なお、昭和61年4月(改正法施行)から障害福祉年金の受給者は障害基礎年金に、母子福祉年金・準母子福祉年金の受給者は遺族基礎年金に移行されたため、現在は老齢福祉年金だけが支給されています。

##### 老齢福祉年金

<支給要件>

次のいずれかに該当する方に支給されます。

- (1) 明治44年4月1日以前に生まれた方が70歳に達したとき。
- (2) 明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれて保険料納付済期間が1年未満で、かつ保険料納付済期間と免除期間を合わせた期間が、生年月日に応じて一定期間(4年1月～7年1月)以上ある方が70歳に達したとき。

<年金額> 400,100円 (月額 33,341円)



## 2 国民年金事業の実施状況

### 加入の状況

(単位：人)

年 度	人 口	被 保 険 者 数			
		第 1 号(強制)	任 意	第 3 号	計
H28	263,706	32,823	571	16,529	49,923
H29	260,174	30,963	495	16,126	47,584
H30	256,772	29,539	491	15,472	45,502
R元	253,340	28,464	515	14,742	43,721
R2	250,022	28,046	554	14,084	42,684

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

### 収納の状況

(単位：月，%)

年 度	対象月数 A	収納月数 B	収納率 B/A
H28	207,034	120,053	58.0
H29	188,162	112,700	59.9
H30	178,002	109,734	61.7
R元	164,935	107,148	65.0
R2	152,591	104,086	68.2

※ 各年度とも、年度末の月数を示しています。

### 免除者の状況

(単位：人，%)

年 度	法 定 免 除		申 請 免 除		合 計	
	免 除 者 数	免除率	免 除 者 数	免除率	免 除 者 数	免除率
H28	5,356	16.3	12,465	38.0	17,821	54.3
H29	5,206	16.8	11,786	38.1	16,992	54.9
H30	5,109	17.3	11,197	37.9	16,306	55.2
R元	5,025	17.7	11,171	39.2	16,196	56.9
R2	5,069	18.1	11,618	41.4	16,687	59.5

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

### 老齢福祉年金受給権者の状況

(単位：人)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全部支給	0	0	0	0	0
一部支給	0	0	0	0	0
全部停止	4	4	1	1	1
計	4	4	1	1	1

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

### 受給権者の状況

(単位：人)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
老 齢 年 金	老齢基礎	76,213	79,933	81,421	82,554	83,423
	老齢(旧法)	1,647	1,387	1,164	965	788
	通算(旧法)	1,338	1,142	973	804	687
	計	79,198	82,462	83,558	84,323	84,898
障 害 年 金	障害基礎	5,423	5,685	5,753	5,792	5,788
	障害(旧法)	174	160	153	140	132
	計	5,597	5,845	5,906	5,932	5,920
遺 族 年 金	遺族基礎	385	423	418	379	392
	母子, 準母子(旧法)	0	0	0	0	0
	遺児(旧法)	0	0	0	0	0
	寡婦年金	38	32	34	34	34
	計	423	455	452	413	426
合 計	85,218	88,762	89,916	90,668	91,244	

※ 各年度とも、年度末の人員を示しています。

## § 7 後期高齢者医療事業



# 1 後期高齢者医療事業の概要

## (1) 後期高齢者医療制度について

老人医療費を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、それまでの老人保健制度にかわって、高齢社会に対応し、かつ高齢者世代と現役世代の負担が明確化され、公平でわかりやすい独立した医療保険制度として後期高齢者医療制度が、平成20年4月に創設されました。

なお、後期高齢者の医療にかかる費用は、医療機関等での被保険者自身が支払う窓口負担金を除き、約5割を税金（国，都道府県，市町村）で、約4割を若い世代の方が加入する医療保険からの支援金で、約1割を高齢者の方の保険料でまかなわれ、国民みんなで支えあうしくみとなっています。

また、この制度は、道内すべての市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、各市町村は、保険料徴収や窓口業務を行っております。

### 《参考》これまでの国の歩み

昭和48年 老人医療費の無料化（70歳～）

昭和58年 老人保健法の制定（老人保健制度の施行）

平成14年 老人保健制度の対象を段階的に引き上げ（70→75歳）

平成18年 健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められる

平成20年 後期高齢者医療制度が施行

## (2) 本市の被保険者数の推移（各年度末）

平成28年度 42,710人

平成29年度 43,320人

平成30年度 44,242人

令和元年度 44,426人

令和2年度 44,374人

## 2 後期高齢者医療制度の主な内容

### (1) 対象者

- 75歳以上の方（75歳の誕生日から加入，手続きは必要ありません。）
- 65～74歳で一定の障がいのある方（任意加入，申請手続きが必要です。）  
「一定の障がいのある方」とは…
  - ・国民年金などの障害年金1，2級を受給している方
  - ・精神障害者保健福祉手帳1，2級に該当する方
  - ・身体障害者手帳1～3級と4級の一部に該当する方
  - ・療育手帳A（重度）判定に該当する方

### (2) 受けられる給付

医療機関等では一部負担金を支払い，医療の給付を受けることができます。  
主な給付は，保険内の入院・通院・薬剤・訪問看護等の費用

※ 入院したときの食事代や保険が適用されない差額ベッド代など保険診療外経費は対象外  
また，コルセットなどの補装具を購入した場合，料金をいったん全額お支払いいただきますが，申請により一部負担金を除いた分が支給されます。

### (3) 一部負担金

医療機関等で支払う一部負担金（窓口負担）は，医療費の原則1割です。  
ただし，現役並み所得者の方は，3割となります。

この割合は，前年の所得を基に判定し，8月から翌年7月までの間適用されます。

なお，同じ月に同一の医療機関等に支払う一部負担金は，自己負担限度額までとなっています（調剤薬局を除く。）。

◎現役並み所得者とは

本人または同一世帯の被保険者の方の住民税の課税所得が145万円以上の方。

ただし，下記の要件(1)と(2)のどちらにも該当する場合は1割負担となります。

(1) 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯

(2) 同じ世帯の被保険者の「所得金額－最大で43万円（基礎控除額）※」

の合計が210万円以下

※前年の所得金額により控除額が異なる場合があります。

なお，次の場合，市の窓口申請し，認定されると1割負担となります。

◆同一世帯に被保険者が1人のみの場合

- ・被保険者本人の収入の額が383万円未満のとき，または同一世帯にいる70～74歳の方と被保険者本人との収入の合計額が520万円未満のとき

◆同一世帯に被保険者が2人以上いる場合

- ・被保険者の収入の合計額が520万円未満のとき

#### (4) 高額療養費支給制度と自己負担限度額

1か月に支払った一部負担金が限度額を超えた場合、超えた分が後から高額療養費として支給されます。

- 複数の医療機関等を受診した場合、支払った一部負担金の合計額が限度額を超えたとき
- 入院を含む世帯の自己負担額の合計が世帯の限度額を超えたとき  
(同じ世帯に後期高齢者医療制度で医療を受ける方が複数いる場合は、合算になります。)

高額療養費の支給対象となる方には、北海道後期高齢者医療広域連合から「高額療養費支給申請書」が送付されます。

申請は、初回のみでそれ以降に発生した高額療養費は、自動的に支給されます。

※ 領収書の提出の必要はありません。

※ 申請書が届いてから2年以内に申請しなければ時効となります。

表1 <自己負担限度額および標準負担額等>

所得区分		自己負担限度額		標準負担額 ※4		
				一般病床	療養病床 ※5	
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯および個人)	食費 (1食当たり)	食費 (1食当たり)	居住費 (1日当たり)
現役並み所得者	現役Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※1 (140,100円) ※2		460円 (260円) ※6	460円 (一部医療機関では420円)	370円
	現役Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※1 (93,000円) ※2				
	現役Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※1 (44,400円) ※2				
一般		18,000円 ※3	57,600円 (44,400円) ※2			
低所得者	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	210円 (160円) ※7	210円	
	区分Ⅰ		15,000円		130円	
	区分Ⅰ (老齢福祉年金受給者)				100円	100円

※1 医療費の総額が現役Ⅲは842,000円、現役Ⅱは558,000円、現役Ⅰは267,000円を超えた場合、超えた額の1%が加算されます。

※2 ( )内は、過去1年間に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の自己負担限度額です。

※3 1年間(8月から翌7月)の外来の自己負担額合計の限度額は144,000円となります。

※4 入院したときには医療費の自己負担額のほかに、食費などの自己負担(標準負担額)がかかります。

※5 医療の必要性の高い方の食費は一般病床と同額になります。また都道府県発行の指定難病の医療受給者証をお持ちの方は居住費の負担はありません。

※6 ( )内の260円は、都道府県発行の指定難病の医療受給者証をお持ちの方の標準負担額です。

※7 ( )内の160円は、入院91日目以降の標準負担額です。

## (5) 高額介護合算療養費支給制度

1年間（8月1日から翌年7月31日）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、表2の限度額を超えたときは、申請により、超えた額がそれぞれの保険から支給されます。

高額介護合算療養費の支給対象となる方には、北海道後期高齢者医療広域連合から「高額介護合算療養費等支給申請書」が送付されます。

申請は毎年必要です。

※ 領収書の提出の必要はありません。

※ 申請書が届いてから2年以内に申請しなければ時効となります。

表2 <自己負担限度額（合算額）>

所得区分		自己負担限度額	所得区分		自己負担限度額
現役並み所得者	現役Ⅲ	212万円	一般		56万円
	現役Ⅱ	141万円	低所得者	区分Ⅱ	31万円
	現役Ⅰ	67万円		区分Ⅰ	19万円

## (6) 低所得者への軽減措置

住民税非課税世帯の方の自己負担額や食費が低くなる制度があります（表1参照）。

医療機関等の窓口で支払う自己負担限度額や標準負担額について、区分Ⅰ、Ⅱの適用を受けるためには、あらかじめ「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けて医療機関等の窓口で提示する必要があります。

表3 <低所得区分と認定要件>

区分	認定要件
区分Ⅱ	本人および同一世帯の方全員が住民税非課税の方
区分Ⅰ	①本人および同一世帯の方全員が住民税非課税で、かつ、本人および同一世帯の方全員の所得額が一定の基準額以下であること ※一定の基準額：総所得金額・山林所得額等がすべて0円 ②本人および同一世帯の方全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者



## (7) 現役並み所得者の高額療養費の適用について

現役並み所得者の方が医療機関等の窓口で支払う自己負担限度額について、現役Ⅰ、Ⅱの適用を受けるためには、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受けて医療機関等の窓口に提示する必要があります（現役Ⅲの方は保険証のみで自動的に適用されます）。

表3 <現役区分と認定要件>

区分	認定要件
現役Ⅲ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同じ世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ	住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者と、その方と同じ世帯にいる被保険者の方
現役Ⅰ	住民税課税所得が380万円未満の被保険者と、その方と同じ世帯にいる被保険者の方で、保険証の負担割合が3割の方

## (8) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者への支援

新型コロナウイルス感染症に感染した場合などに、給与の支払いを受けている被保険者に対し、申請により傷病手当金が支給されます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の被保険者の方は、申請により後期高齢者医療保険料が減免されます。



## § 8 戶 籍 業 務



## 1 戸籍・住民基本台帳に関する業務の概要

(1) 戸籍・住民基本台帳に関する業務は、住民の社会生活に最も身近な戸籍、住民基本台帳、印鑑登録およびマイナンバー（個人番号）を中心に、市行政の一翼を担っています。

### ア 戸籍制度

国民の出生から死亡に至るまでの親子関係、婚姻関係などの重要な身分関係を明らかにし、これを公証する唯一の制度です。令和3年3月末現在、本籍数140,373戸、本籍人口301,851人となっています。

### イ 住民基本台帳制度

住民の届出によりその居住関係を記録し、これを公証する制度です。

選挙、国民健康保険、国民年金等、住民に関する事務の礎となっています。

### ウ 印鑑登録制度

住民基本台帳を基に個人の印鑑を登録し、住民の不動産登記、自動車の登録、公正証書の作成等、権利義務の発生、変更等に広く利用されている制度です。本市では、登録証明事務の事故防止に万全の注意を払い、市民の財産や権利の保護に努めています。

### エ マイナンバー（個人番号）制度

住民票を有する方（外国人含む）に1人1つの番号（12桁）を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報管理し、透明性・利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。本市では、マイナンバー（個人番号）を住民に確実に通知し、また、マイナンバー（個人番号）カードを申請された方への迅速な交付に努めています。

(2) 函館市の人口

戦時中は一時20万人を割ったものの、昭和41年に銭亀沢村、昭和48年に亀田市、平成16年12月には戸井町・恵山町・楸法華村・南茅部町と合併し、令和3年3月末現在で140,972世帯、250,022人となっています。

また、国際交流の活発化に伴い、函館市に居住する外国人も増加し、令和3年3月末現在の外国人人口数は1,026世帯（複数国籍世帯を含む）、1,121人に達しています。

(3) 事務処理の効率化

平成元年2月13日から住民基本台帳・印鑑登録等の住民記録をオンライン化し、住民サービスの向上、事務の効率化に取り組んできましたが、平成19年3月3日には、戸籍事務電算処理システムの導入により、戸籍関係のサービスを大幅に改善するなど、各種証明書発行事務、諸届書の処理事務の効率化に努めています。

住民基本台帳の世帯数と人口

(各年度末現在)

年 度	世帯数		住民基本台帳人口				
		前年比 (%)	男	女	計	前年比 (%)	
H28	142,974	99.8	119,961	143,745	263,706	98.9	
H29	142,389	99.6	118,209	141,965	260,174	98.7	
H30	141,807	99.6	116,771	140,001	256,772	98.7	
R元	141,221	99.6	115,202	138,138	253,340	98.7	
R2	140,972	99.8	113,482	136,540	250,022	98.7	
内 訳	本 庁	45,411	99.4	33,394	41,491	74,885	98.3
	湯 川	25,865	99.7	20,036	24,965	45,001	98.8
	銭 亀 沢	3,476	99.5	2,895	3,408	6,303	97.3
	亀 田	60,630	100.4	52,115	61,113	113,228	99.3
	戸 井	1,280	98.2	1,093	1,299	2,392	95.7
	恵 山	1,492	97.8	1,277	1,375	2,652	95.5
	榎 法 華	425	96.2	382	438	820	95.2
	南 茅 部	2,393	99.2	2,290	2,451	4,741	97.0

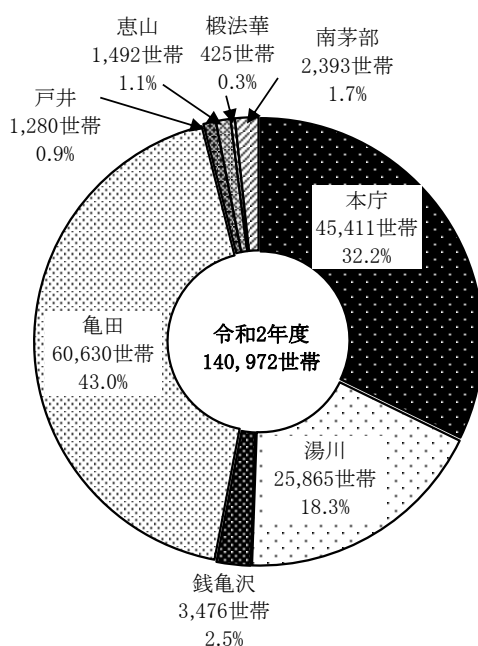
※平成24年7月より外国人住民の人口と世帯数が住民基本台帳に含まれています。

本籍数と本籍人口

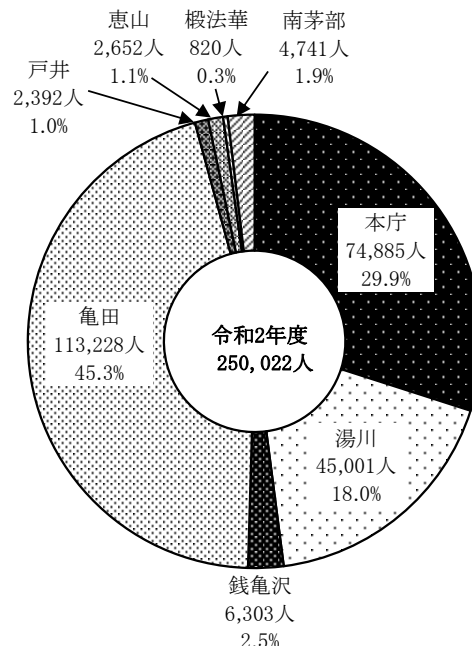
(各年度末現在)

年 度	本籍数		本籍人口	
		前年比 (%)		前年比 (%)
H28	145,370	99.3	319,113	98.8
H29	144,329	99.3	315,096	98.7
H30	143,065	99.1	310,955	98.7
R元	141,711	99.1	306,273	98.5
R2	140,373	99.1	301,851	98.6

住民基本台帳の世帯数



住民基本台帳の人口



## 外国人住民人口と世帯数（複数国籍世帯を含む）

(各年度末現在) (単位:人, 世帯)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
人	男	313	322	365	455	404
	女	533	568	641	687	717
員	計	846	890	1,006	1,142	1,121
世帯数	740	779	898	1,035	1,026	

## 住民基本台帳処理件数

(単位:件)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
職権記載・ 消除等	出生	1,387	1,333	1,365	1,206	1,187
	死亡	3,389	3,522	3,636	3,794	3,663
	職権記載	0	1	1	1	1
	職権消除	43	44	33	30	28
	職権修正	880	878	834	796	720
	その他	3,891	3,807	3,574	3,645	3,257
	通知書	7,574	7,511	7,571	7,335	6,844
届出記載	転入	7,233	7,043	6,975	6,999	6,668
	転出	7,906	7,863	7,799	7,606	7,242
	転居	8,885	8,422	8,473	8,504	8,135
	世帯変更	2,936	2,859	2,881	2,938	2,977
	法第30条の47	3	12	5	13	7
合 計	44,127	43,295	43,147	42,867	40,729	

※ その他は、届出修正、戸籍異動、職権回復、転出取消、失踪宣告、帰化、国籍取得、国籍喪失

## 印鑑登録件数

(単位:人, 件)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
印鑑登録者数	175,749	174,721	173,307	171,757	170,227	
届出 件数	新規登録	9,925	9,691	9,436	9,128	8,440
	亡失・廃止	3,880	3,755	3,697	3,562	3,186
	計	13,805	13,446	13,133	12,690	11,626

※ 印鑑登録者数は各年度末の登録者数

## 個人番号関係処理件数

(単位:件)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
記載変更	10,436	9,750	9,973	9,838	4,981	
通知カード返納	42	61	51	69	5	
マイナンバーカード返納	8	7	16	13	10	
在留期間更新	2	1	0	6	18	
電子証明書	13,287	2,904	2,573	8,676	36,266	
	電子証明書(有料)	5	25	42	64	213
	電子証明書(無料)	13,282	2,879	2,531	8,612	36,053
合 計	37,062	15,627	15,186	27,278	77,546	

※ 通知カード、マイナンバーカード返納は国外転出分

※ 電子証明書は、平成30年度まで住民基本台帳カード分を含む

※ 通知カードの新規発行、記載事項変更の手続等は令和2年5月25日以後廃止

## 戸籍処理件数

(単位:件)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
出生	2,139	2,039	2,081	1,768	1,752
国籍留保	25	16	19	20	25
認知	53	54	70	50	52
養子縁組	272	264	261	254	260
養子離縁	76	82	86	71	60
法第69条の2 法第73条の2	4	3	3	5	0
婚姻	2,911	2,765	2,657	2,831	2,440
離婚	841	840	737	750	711
法第75条の2 法第77条の2	379	387	349	353	341
親権・後見他	23	18	33	20	26
死亡	4,658	4,736	4,824	5,107	4,961
失踪	16	5	7	6	6
復氏	3	5	5	6	5
姻族関係終了	15	5	14	8	11
相続人廃除	0	0	0	0	0
入籍	647	572	572	568	570
分籍	92	77	96	70	71
国籍取得	4	0	1	0	4
帰化	0	5	3	3	4
国籍喪失	2	4	2	0	2
国籍選択	4	3	7	2	1
外国国籍喪失	0	0	1	0	0
氏の変更	38	32	44	39	26
名の変更	7	15	5	7	10
転籍	1,354	1,411	1,397	1,421	1,163
就籍	0	0	0	0	0
訂正・更正	220	195	173	161	214
追完	4	2	5	1	3
その他	16	8	5	10	11
不受理申出	72	56	59	87	53
計	13,875	13,599	13,516	13,618	12,782



## 証明件数

(単位:件)

区 分			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
戸籍 関係	戸籍	全部事項証明(謄本)	36,920	37,424	36,277	37,035	33,685	
		個人事項証明(抄本)	7,758	7,924	7,713	7,371	6,021	
	除籍	全部事項証明(謄本)	17,292	17,264	17,922	18,378	18,396	
		個人事項証明(抄本)	193	161	168	185	176	
	平成 改原	謄 本	10,246	10,153	10,246	10,425	10,110	
		抄 本	119	117	116	102	112	
	係	戸籍の記載証明		40	52	53	46	16
		除籍の記載証明		0	0	0	0	0
		受理	一 般	370	406	319	384	321
	上 質 紙		16	15	33	48	23	
住民基本 台帳関係	住民票		139,438	134,765	132,508	124,483	118,866	
	住民票 (広域交付)		186	176	185	163	152	
	住民票 (電子申請)		4	0	0	0	0	
	戸籍の附票		6,550	6,395	6,577	6,576	6,484	
	記載事項証明		1,338	1,393	1,448	1,556	1,411	
	閲 覧		1,144	1,467	2,759	3,843	1,261	
番号	通知カード		1,614	1,511	1,518	1,008	109	
	個人番号カード		8	36	59	79	232	
印鑑関係	印鑑登録証明		70,944	67,826	65,793	62,961	59,328	
	印鑑登録証明 (電子申請)		9	0	0	0	0	
	印鑑登録証交付		2,862	2,772	2,745	2,647	2,337	
その他	諸 証 明	身 分	3,416	3,575	3,154	2,783	2,855	
		不 在	474	384	353	389	329	
		大 火	454	463	489	462	445	
		年 金	912	904	771	660	523	
		埋 火	21	12	7	7	12	
		諸 証 明	250	251	271	306	240	
		外 国 人	-	-	-	-	-	
小 計			302,578	295,446	291,484	281,897	263,444	
公的年金等	公的年金		79	70	60	14	2	
	出稼手帳		35	22	21	29	11	
	住基コード		1,358	538	165	125	106	
	通知カード(無料)		9	45	76	110	8	
	個人番号カード(無料)		14,602	3,155	2,625	6,700	26,111	
	出産育児一時金		14	15	24	19	16	
	諸証明(本籍更正・不受理)		1	0	1		1	
	労基法57,111条関係		49	43	63	87	176	
	石綿被害救済法83条関係		0	1	0	1	0	
	戸籍氏名文字変更(電算化)		3	0	0		0	
住民票記載修正(電算化)		2	0	0	1	0		
合 計			318,730	299,335	294,519	288,983	289,875	

※ 公用を除く

## 火葬および埋葬許可件数

(単位:件)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
火葬	死 体	3,604	3,711	3,833	4,002	3,859
	死 胎	80	66	63	59	44
埋葬	死 体	0	0	0	0	0
	死 胎	0	0	0	0	0
合 計		3,684	3,777	3,896	4,061	3,903



《参考》

各種届出等件数（令和2年度）

（単位：件）

種 別	本庁および3支所受付処理分					4支所受付処理分				総 計
	計	本 庁	湯 川 支 所	銭 亀 沢 支 所	亀 田 支 所	戸 井 支 所	恵 山 支 所	樺 法 華 支 所	南 茅 部 支 所	
<b>住民記録関係</b>										
届 転 入	6,583	3,717	784	34	2,048	5	22	10	55	6,675
届 転 出	7,107	3,509	1,113	55	2,430	20	45	7	63	7,242
届 転 居	7,958	3,358	1,404	85	3,111	21	32	14	110	8,135
届 世帯変更	2,843	1,701	352	27	763	20	29	5	80	2,977
届 届出修正	122	3	26	4	89	0	1	1	2	126
職 戸籍異動	2,900	1,540	407	25	928	5	12	3	27	2,947
職 出 生	1,154	509	149	12	484	6	3	3	21	1,187
職 死 亡	3,591	3,450	81	1	59	11	38	8	15	3,663
職 職権修正	715	457	80	9	169	0	2	0	3	720
職 その他*	212	108	35	0	69	0	0	0	1	213
<b>小 計</b>	<b>33,185</b>	<b>18,352</b>	<b>4,431</b>	<b>252</b>	<b>10,150</b>	<b>88</b>	<b>184</b>	<b>51</b>	<b>377</b>	<b>33,885</b>
<b>印鑑登録関係</b>										
印鑑登録	8,200	3,440	1,394	118	3,248	35	65	19	121	8,440
印鑑廃止	3,064	1,111	636	59	1,258	19	28	11	64	3,186
<b>小 計</b>	<b>11,264</b>	<b>4,551</b>	<b>2,030</b>	<b>177</b>	<b>4,506</b>	<b>54</b>	<b>93</b>	<b>30</b>	<b>185</b>	<b>11,626</b>
<b>戸籍関係</b>										
出 生	1,718	1,024	163	13	518	6	4	3	21	1,752
死 亡	4,885	4,721	92	1	71	11	42	8	15	4,961
婚 姻	2,425	2,200	63	9	153	1	2	0	12	2,440
離 婚	708	502	51	2	153	0	1	0	2	711
転 籍	1,152	777	114	4	257	2	5	1	3	1,163
その他届出	1,683	1,205	129	6	343	1	4	0	14	1,702
不受理申出書	69	39	5	1	24	0	0	0	1	70
<b>小 計</b>	<b>12,640</b>	<b>10,468</b>	<b>617</b>	<b>36</b>	<b>1,519</b>	<b>21</b>	<b>58</b>	<b>12</b>	<b>68</b>	<b>12,799</b>
<b>住居表示関係</b>										
建築物等新築届	611	611	—	—	—	—	—	—	—	611
<b>個人番号関係</b>										
記載変更	4,919	2,485	693	33	1,708	12	13	6	31	4,981
通知カード返納	4	1	0	0	3	0	1	0	0	5
マイナンバーカード返納	10	5	1	0	4	0	0	0	0	10
在留期間更新	18	15	0	0	3	0	0	0	0	18
電子証明書	35,410	14,531	6,580	768	13,531	232	222	64	338	36,266
<b>小 計</b>	<b>40,361</b>	<b>17,037</b>	<b>7,274</b>	<b>801</b>	<b>15,249</b>	<b>244</b>	<b>236</b>	<b>70</b>	<b>369</b>	<b>41,280</b>
<b>その他受付</b>										
転入学指定書	149	66	28	0	55	—	—	—	—	149
母子健康手帳	126	35	30	2	59	0	0	2	0	128
出稼労働者手帳	5	1	2	1	1	0	1	0	5	11
<b>合 計</b>	<b>98,341</b>	<b>51,121</b>	<b>14,412</b>	<b>1,269</b>	<b>31,539</b>	<b>407</b>	<b>572</b>	<b>165</b>	<b>1,004</b>	<b>100,489</b>

\* その他（職権記載、職権消除、職権回復、転出取消、失踪宣言、帰化、国籍取得、国籍喪失）

※ 住民記録関係と印鑑登録関係については、本市での受付件数

※ 戸籍関係については、他市町村等から送付された件数も含む

※ 通知カード、マイナンバーカード返納は国外転出分

## 2 電話予約による住民票の写し等の交付

平成5年6月から、完全週休2日制の実施に伴う市民サービスとして開始しました。

開始当初は、土曜日だけの交付でしたが、現在では交付日を拡大、交付時間も延長して、市民ニーズに応じたサービスを進めています。

### 電話予約による住民票の写し等交付概要

予約できる証明書 (申請できる方)	予約の受付 時間・場所	証明書の交付 時間・場所
住民票の写し 本人分または同一世帯員分 (本人および同一世帯員)	受付時間 ○平日(月～金) 当日の8:45～16:00 ○土・日・祝日・年末年始休暇 の直前の開庁日の 8:45～16:00	交付時間 ○平日(月～金) 当日の17:30～21:00 ○土・日・祝日・年末年始休暇 閉庁日の 8:45～21:00
印鑑登録証明書 本人分 (本人およびその代理人)	受付場所 市民部戸籍住民課 21-3168	交付場所 市役所本庁舎宿日直室

### 電話予約による住民票の写し等の発行件数

(単位:件)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
住民票の写し	475	575	608	582	517
印鑑登録証明書	155	235	288	218	193
合 計	630	810	896	800	710

### 3 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）

住民基本台帳法の一部改正により，平成14年8月5日から各市区町村の住民基本台帳のネットワーク化が図られました。また，マイナンバー（個人番号）制度については，平成27年10月5日から住基ネットを介してサービスが開始されました。

#### 〈住基ネットによるサービス〉

平成14年8月から	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の行政機関等へ申請・届出を行う際，住民票の写しの添付の省略が可能になりました。 （法律で定められた事務に限定されます。また，住民票コードの提示が必要です。）</li> </ul>
平成15年8月から	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 希望者に住民基本台帳カード（以下，「住基カード」といいます。）が発行され，電子証明書の保存用カードとして利用できるようになりました。</li> <li>○ 住民票の写しの交付が全国どこからでも受けられるようになりました。（本人と同一世帯員分に限定されます。）</li> <li>○ 住基カードを使用した特例の転出届をすると，転入手続きの際，住基カードを提示することにより転出証明書が不要となりました。</li> </ul>
平成24年7月から	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住基カードをお持ちの方が転出した場合，これまで同カードを返納することとされていましたが，転入先において引続きご使用になることが可能となりました。</li> </ul>
平成25年7月から	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人住民に対する住基ネットのサービスが開始されました。</li> </ul>
平成27年10月から	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民票のある全ての方にマイナンバーが付番され，マイナンバーの通知カードの交付とマイナンバーカード（本人の申請により交付され，個人番号を証明する書類や公的な身分証明書として利用でき，また，様々な行政サービスを受けることができるようになる顔写真付のICカード。電子証明書の保存など，住基カードで受けられたサービスも利用可能です。）の交付申請の受付が開始されました。</li> </ul>

平成27年12月	○ 住基カードの交付申請の受付と同カードへの電子証明書の交付サービスが終了しました。 ※ 交付済の住基カードと電子証明書は住所異動等により失効しない限り有効期間まで有効です。
平成28年1月から	○ マイナンバーカードの交付が開始されました。

## 4 公的個人認証サービス

国や地方公共団体における行政手続きの一部が、インターネットを利用して行えるようになり、平成16年1月29日から、インターネットを利用した申請・届出を行う際、他人によるなりすましや改ざんを防止するための電子証明書の交付（公的個人認証サービス）を行っています。

現在、電子証明書には以下の2種類があります。

### ○ 署名用電子証明書

- ・インターネット等によるオンライン手続きや電子文書を送信する際などに、なりすましや文書の改ざん等の危険を防ぐための本人確認手段
- ・電子証明書が格納された住基カードまたは署名用電子証明書が格納されたマイナンバーカードをお持ちの方がご利用できます。

### ○ 利用者証明用電子証明書

- ・インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する手段
- ・利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードをお持ちの方がご利用できます。

※ 住基カード向けの電子証明書の発行は平成27年12月22日で終了しました。

## 5 コンビニ交付サービス

令和2年2月1日から、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から住民票の写しなどの証明書を取得できるコンビニ交付サービスを実施しました。

〈取得できる証明書等〉

取得できる証明書	利用時間	請求対象者
住民票の写し (個人番号の有無選択可)	6:30～23:00 (土・日・祝日を含む)	函館市に住民登録がある本人および同一世帯の方
印鑑登録証明書		函館市に印鑑登録している方(本人のみ)
戸籍の附票の写し	9:00～17:30 (平日のみ)	函館市に本籍がある本人および同一戸籍の方
戸籍(全部・個人事項)証明書		

※住民票コードが記載された住民票の写し、住民票の除票、除籍、改製原戸籍および附票の除票については取得できません。

## 6 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業

新型コロナウイルス感染症緊急対策の一環として、以下の事業を実施しました。

### ○戸籍住民窓口待合状況閲覧システムの導入

- ・戸籍住民窓口待合状況閲覧システムを導入し、本庁舎戸籍住民課および亀田支所の戸籍住民窓口を設置している受付番号表示システムと連動させることにより、令和2年11月2日から、戸籍住民課および亀田支所の戸籍住民窓口における待ち人数および呼出番号を市ホームページから確認できるようにしました。

### ○キャッシュレス決済の導入

- ・令和3年4月26日から本庁舎戸籍住民課、湯川支所および亀田支所の窓口で戸籍等の証明等手数料のキャッシュレス決済ができるようにしました。





## § 9 住居表示整備事業



# 1 住居表示整備事業の概要

## (1) 住居表示整備事業

昭和37年「住居表示に関する法律」が制定され、本市においても同法に基づいて、昭和38年9月に住居表示整備事業計画を策定し、昭和39年「函館市住居表示審議会条例」を定めるとともに「函館市住居表示整備実施基準」を定め整備事業に着手しました。

### ア 第1次住居表示整備事業（昭和40年度～昭和44年度）

西部・東部・北部・湯川各地区の71町を実施。

昭和40年を初年次に昭和44年まで西部地区20町、東部地区23町、北部地区20町、湯川地区8町の合わせて71町を実施し、第1次の住居表示整備事業を終了しました。

### イ 第2次住居表示整備事業（昭和51年度～昭和61年度）

亀田・湯川各地区の39町を実施。

昭和48年の亀田市との合併、さらには湯川地区においても住居表示が必要となったため、昭和50年、第2次の住居表示整備事業に着手し、昭和61年までに亀田地区32町、湯川地区2町と5町の一部について実施、これにより整備事業は当初の区域をほぼ達成したため、事業に一応の終止符を打ちました。

### ウ 第3次住居表示整備事業（平成8年度～平成13年度）

亀田地区の10町を実施。

本市における市街地の伸びは、東部地区や北部地区へと発展し、都市化が続く一方、大規模住宅団地の造成などが顕著となり、新たな住居表示の整備が必要となってきました。

このため、平成7年度に陣川地区、亀田中野地区、桔梗地区を順次実施する内容の第3次の住居表示整備事業方針をまとめ、平成8年度に陣川地区、平成10年度に亀田中野地区、平成14年2月12日に桔梗地区を実施しました。

## (2) 旧町名保存継承記念碑設置事業

平成3年度から平成8年度までには、住居表示の実施により整理、統合され廃町となった28町について、そこに住む住民にとりまして代々引き継がれ、深い愛着がある旧町名を、その歴史的由来とともに末永く後世に伝承するため、旧町名保存継承記念碑を各町会の敷地の中の一角に設置する事業を行ってきました。

## 住 居 表 示 実 施 状 況

実施地区 (実施年月日)	町 数		面 積	実施当時 の世帯数	実施当時 の 人 口
	旧町	新町			
西部地区 S40. 7. 1	4 3 町	2 0 町	m <sup>2</sup> 5,722,764	世帯 19,349	人 64,149
東部地区 S43. 5. 1 S55. 2. 1	2 2 町	2 3 町	8,093,882	25,577	84,553
北部地区 S43.10. 1	1 8 町	2 0 町	6,385,719	17,312	60,471
湯川地区 S44. 9. 1 S51. 8. 1 S53.10. 1 S55. 2. 1 S60.10. 1 S61.10. 1 S63. 3. 1	9 町と 5 町の一部	1 0 町と 5 町の一部	6,089,098	11,524	37,902
亀田地区 S51.10. 1 S52.11. 1 S53.11.10 S55.10. 1 S56.10. 1 S57.10. 1 S58.10. 1 S59.10. 1 H 9. 2. 1 H10. 7. 1 H14. 2.12	7 町と 8 町の一部	4 2 町	15,159,174	35,347	107,130
合 計	99 町と 13 町の一部	115 町と 5 町の一部	41,450,637	109,109	354,205

## 住 居 表 示 証 明 交 付 件 数

(令和 3 年 3 月 31 日)

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R2 年度
西部地区	11 件	4 件	11 件	19 件	5 件
東部地区	19 件	13 件	12 件	14 件	14 件
北部地区	11 件	12 件	12 件	6 件	8 件
湯川地区	12 件	18 件	13 件	13 件	8 件
亀田地区	136 件	121 件	139 件	96 件	88 件
合 計	189 件	168 件	187 件	148 件	123 件

## 建築物等新築届の受付件数

(令和3年3月31日)

区 分	H28年度	H29年度	H30年度	R 元年度	R2 年度
西部地区	48 件	40 件	38 件	55 件	30 件
東部地区	136 件	108 件	120 件	117 件	99 件
北部地区	73 件	97 件	63 件	73 件	80 件
湯川地区	84 件	142 件	124 件	145 件	112 件
亀田地区	314 件	324 件	330 件	371 件	290 件
合 計	655 件	711 件	675 件	761 件	611 件

## 2 函館市住居表示審議会

函館市住居表示審議会条例（昭和39年6月30日条例第12号）第2条の規定により設置されており，住居表示に関する法律に基づく住居表示整備事業の円滑な施行のため，市長の諮問機関として事業に関し必要な調査と審議を行い，その結果を答申しています。

### (1) 所掌事項

- ア 町の区域および名称の変更に関すること。
- イ 町の区域の新設および廃止に関すること。
- ウ 住居表示に関すること。
- エ その他市長が必要と認めたこと。

### (2) 組織および委員等

- ア 審議会は，委員15人以内をもつて組織する。
- イ 委員は，学識経験のある者，関係行政機関の職員および当該諮問事項に関係する区域の市民のうちから市長が委嘱する。
- ウ 委員は，当該諮問に係る調査審議が終了したときは，委員を解嘱されたものとする。

※ 平成20年9月から非常設化し，事業実施の度に設置することとしています。



## § 10 交通安全対策事業





# 1 交通安全対策事業の概要

「くるま社会」の発展に伴い、本市の道路交通を取り巻く環境は、高齢者人口が増加するなかで、依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

このような中、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係機関・団体等において各般の施策を講じてきた結果、交通安全意識が市民生活に浸透してきたことなどにより、近年は、交通事故の発生件数は減少傾向が続いています。

交通事故の原因としては、①高齢者の道路横断中の事故、②スピードの出し過ぎ、居眠り運転による事故、③自転車利用者が巻き込まれる事故等があげられますが、大きな社会問題に発展した飲酒運転による事故は、法改正による飲酒運転の厳罰化に加え、関係機関・団体の大々的な啓発運動の展開により、市民の飲酒運転根絶に対する意識が高まり、減少傾向となっています。

交通事故の防止は、行政機関および関係団体等は勿論のこと、市民一人ひとりが取り組まなければならない課題です。

市としては、人命尊重が何物にも優先するとの認識のもとに、交通安全施設の整備を進める一方、昭和63年4月に「交通指導員制度」を設置して、幼児から高齢者まで、それぞれの年齢に応じた交通安全教育を推進し、市民の交通安全に対する意識の高揚を図っています。

また、交通安全に関する関係機関・団体等と連携し、各種交通安全運動を展開する等、交通安全思想の普及啓発に努めています。

## (1) 交通安全運動の推進

各期の交通安全運動期間（全道一斉・年間40日間）を中心に、警察、関係民間団体等と密接な連携のもと、交通事故を抑止するため、街頭啓発をはじめ、さまざまな形で交通安全運動を推進しています。

ア 街頭啓発、旗の波作戦の実施による啓発活動

イ ラジオ、テレビ、ホームページ、広報車、「市政はこだて」による呼びかけ

ウ 幼児、児童、生徒をはじめ高齢者等を対象とした交通安全教室

エ 高校生や一般を対象とした自転車の交通ルールとマナーの啓発

オ 高齢者に対する啓発や夜光反射材の普及活動

## (2) 交通指導員制度

各年齢層に応じた生涯にわたる交通安全教育の実践指導を行うことを目的として設置されました。

ア 設置年月日	昭和63年4月1日
イ 指導員数	10名
ウ 業務内容	・交通安全実践活動の指導 ・歩行者、自転車利用者等の安全な通行の指導 ・家庭、学校、職場等への交通安全思想の普及・啓発 ・各種交通安全運動の推進
エ 活動状況	令和2年度交通安全教室開催実績 開催 580回 対象者 20,170人

## (3) 幼児交通安全クラブ

幼児を交通事故から守るため、認定こども園、幼稚園、保育所等の幼児とその母親で構成する幼児交通安全クラブ（愛称「こぐまクラブ」）を設置し、母と子の交通安全教室を開催して幼児交通安全教育の推進を図っています。

ア 結成クラブ数	認定こども園 48	幼稚園 5	保育園 10	計 63クラブ
イ 会員数	幼児 3,481人	母親 3,277人	計 6,758人	(令和3年7月31日現在)

## (4) スクールゾーン・幼児ゾーンの設定

通学（園）時の交通事故を防止するため、小学校等の周辺にスクールゾーンを、また児童公園等の周辺には幼児ゾーンを設定して、それぞれ標識の設置を行っています。

ア スクールゾーン	87箇所	標識 309本設置
イ 幼児ゾーン	97箇所	標識 141本設置

(令和3年7月31日現在)

## (5) 梁川公園内交通公園

幼児、小・中学生を対象に、交通知識や交通マナーを体得させることを目的として、昭和44年5月18日から開園しています。

ア 所在地	函館市梁川町24番2号
イ 敷地面積	7,752㎡
ウ 施設内容	ゴーカートコース 延長 500m 幅 4m 自転車コース 延長 330m 幅 1.5~2.5m 信号機 1基, 各種標識 60本
エ 遊 具	動力式ゴーカート (1人乗) 6台 動力式ゴーカート (2人乗) 9台 足踏式ゴーカート 8台 自転車 15台
オ 運 営	函館中央交通安全協会 (指定管理者制度)
カ 開園期間	毎年4月1日から10月31日まで
キ 開園時間	午前9時から午後5時まで
ク 休 園 日	毎週月曜日 (その日が国民の祝日にあたるときはその次の平日) 春休み, 夏休み期間は無休
ケ 使 用 料	動力式ゴーカート 1台1周につき60円 入園料, その他の遊具は無料

(令和3年7月31日現在)

### 梁川交通公園利用状況

年度	入園者数 (人)	動力式ゴーカート利用状況					
		団 体		個 人		合 計	
		利用台数	使用料(円)	利用台数	使用料(円)	利用台数	使用料(円)
H28	31,387	1,441	86,460	56,278	3,376,680	57,719	3,463,140
H29	33,863	1,253	75,180	60,766	3,645,960	62,019	3,721,140
H30	31,930	1,412	84,720	57,596	3,455,760	59,008	3,540,480
R元	34,170	1,656	99,360	61,132	3,667,920	62,788	3,767,280
R2	24,068	789	47,340	42,371	2,542,260	43,160	2,589,600

## (6) 市内交通事故の状況

市内交通事故の状況

(単位：件，%)

年	発生件数		死者数		傷者数	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数
H28	709	100.0	3	100.0	862	100.0
H29	644	90.8	5	166.7	778	90.3
H30	584	82.4	4	133.3	657	76.2
R元	500	70.5	5	166.7	592	68.7
R2	365	51.5	4	133.3	408	47.3

※ 指数は，平成28年を100としています。

交通事故類型別発生状況

(単位：件，%)

年	車両対人		車両対自転車		車両相互		車両単独		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
H28	83	11.7	125	17.6	493	69.6	8	1.1	709	100.0
H29	86	13.3	108	16.8	438	68.0	12	1.9	644	100.0
H30	101	17.3	101	17.3	366	62.7	16	2.7	584	100.0
R元	82	16.4	99	19.8	309	61.8	10	2.0	500	100.0
R2	65	17.8	76	20.8	214	58.7	10	2.7	365	100.0

年齢階層別死者数

(単位：人)

年	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
H28		1				1	1	3
H29				1		1	3	5
H30				1		1	2	4
R元					1	1	3	5
R2				1	1	1	1	4

## 2 函館市交通安全対策会議

函館市交通安全対策会議条例（昭和46年3月22日条例第40号）第1条の規定により設置され、函館市の陸上交通の安全に関する諸問題を審議します。

### （1）所掌事務

- ・函館市交通安全計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- ・函館市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、およびその施策の実施を推進すること。

### （2）会長および委員等

- ・会長は、市長をもって充てる。
- ・委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。
  - ア 国の関係地方行政機関の職員
  - イ 北海道の部内の職員
  - ウ 北海道警察の警察官
  - エ 市の職員
  - オ 教育長
  - カ 消防長
  - キ 公募による者
  - ク その他市長が必要と認める者
- ・委員の定数は、18人以内とする。

## (3) 会長及び委員名簿

(令和3年7月31日現在)

区 分	所属機関・役職名	氏 名
会 長	函 館 市 長	工 藤 壽 樹
国 の 関 係 地 方 行 政 機 関 の 職 員	北海道開発局函館開発建設部次長	畑 山 朗
	北海道運輸局函館運輸支局長	河 尻 英 治
	函 館 地 方 気 象 台 次 長	藤 田 英 治
	北海道労働局函館労働基準監督署長	菊 池 俊 文
北 海 道 の 部 内 の 職 員	北海道渡島総合振興局保健環境部 くらし・子育て担当部長	井 田 操
	北海道渡島総合振興局函館建設 管理部用地管理室長	小 原 章 弘
北 海 道 警 察 の 警 察 官	北海道警察函館方面本部交通課長	村 中 俊 治
	北海道函館方面函館中央警察署長	上 野 泰 広
	北海道函館方面函館西警察署長	奈 良 敏 明
市 の 職 員	函 館 市 市 民 部 長	佐 藤 聖 智 子
	函 館 市 土 木 部 長	岡 村 信 夫
	函 館 市 企 業 局 交 通 部 長	小 笠 原 聡
教 育 長	函 館 市 教 育 長	辻 俊 行
消 防 長	函 館 市 消 防 長	小 西 裕 二
公 募 に よ る 者	一 般 公 募	佐 藤 市 夫
そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 者	函 館 中 央 交 通 安 全 協 会 会 長	片 岡 格
	函 館 地 区 バ ス 協 会 会 長	森 健 二
	函 館 市 町 会 連 合 会 副 会 長	木 村 鶴 一

### 3 函館市違法駐車等防止条例の制定

近年、交通環境を取り巻く情勢は、厳しい状況となっています。

このような中で、違法駐車等が正常な交通の妨げとなるほか交通事故の要因になっており、本市においても、救急・消防活動や清掃業務・除雪業務などのほか公共輸送機関であるバスの定時・定速性の確保についても違法駐車による影響が出ています。

このため、ドライバーの交通安全に対する意識の高揚を図り、違法駐車等を防止することにより良好な交通環境を確保し、もって市民の安全で快適な生活環境の保持および向上に資することを目的として、平成9年3月27日に「函館市違法駐車等防止条例」を制定し、同年6月1日から施行されました。

#### 【条例の主な内容】

##### (1) 条例の目的

市民の日常生活に重大な支障を及ぼす恐れのある違法駐車等を防止し、市・市民・事業者が協力しあい、良好な交通環境を確保し、快適で安全な生活環境を保持することを目的とします。

##### (2) 責 務

違法駐車等の防止は、行政のみでは困難なため、各方面の皆さんにそれぞれの立場で協力していただくこととなります。

ア 市は、市民、事業者、その他の関係者の協力を求めるため、啓発に関する施策などを実施します。

イ 市民は、違法駐車等の防止に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければなりません。

ウ 事業者は、事業用駐車場の確保を図り、来客・社員の駐車場利用を促進するとともに、市が実施する施策に協力しなければなりません。

##### (3) 重点地域

違法駐車等が著しく多く、日常生活または一般交通に支障が生じている地域として本町・五稜郭地区の別図の地域を、平成9年7月1日に「重点地域」として指定しました。

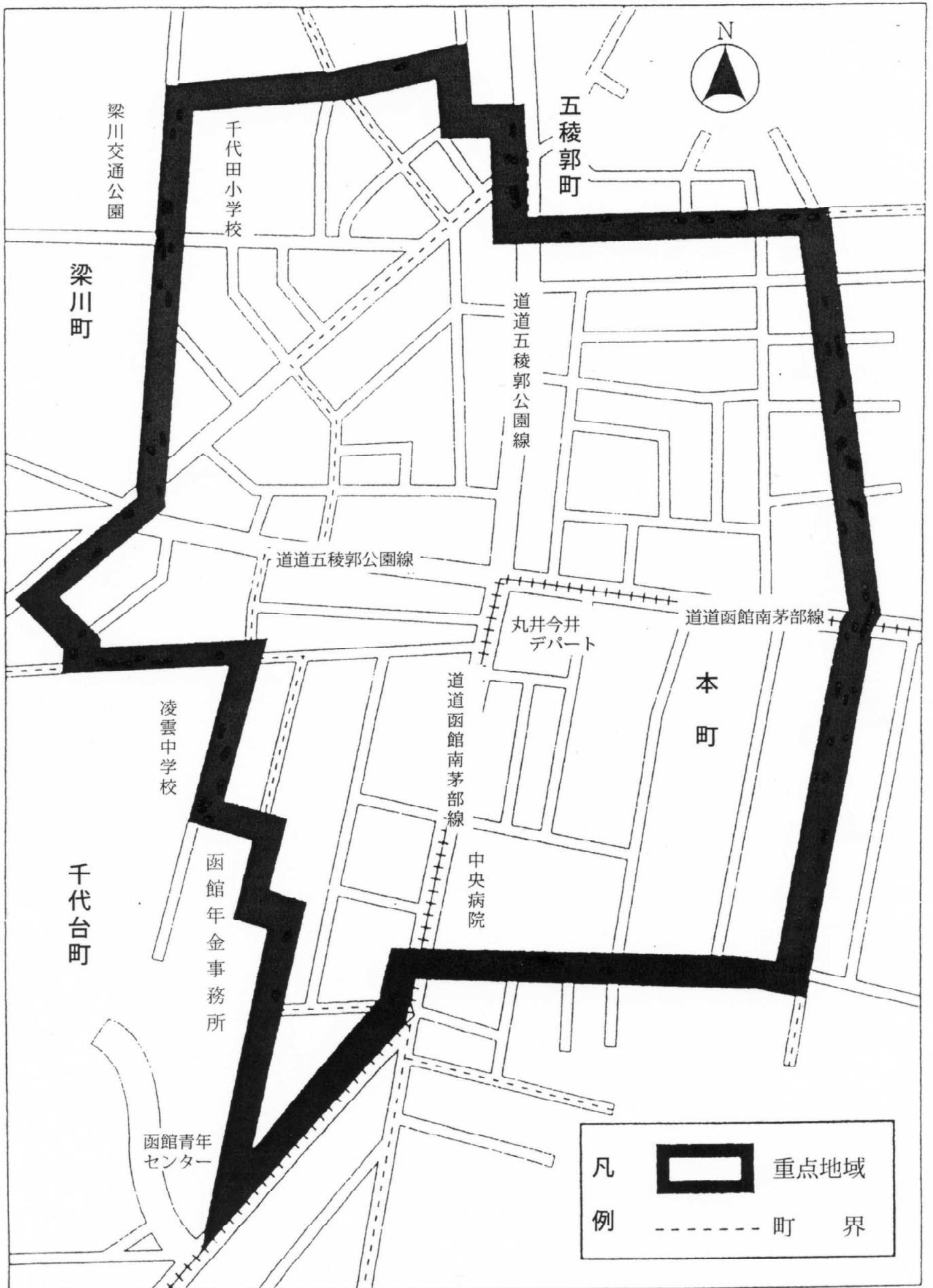
##### (4) 指導・啓発

重点地域では、当該地域を所轄する警察署や関係機関・団体と協力しながら違法駐車等をしないよう啓発活動を行います。また、重点地域であることを示す看板の設置や周辺駐車場への移動を促すための広報・啓発活動を実施します。

##### (5) 関係機関への協力要請

重点地域内では、関係機関に対して違法駐車等を防止するための施設の設置や必要な措置を要請します。

# 違法駐車等防止重点地域





## 4 函館市交通安全条例の制定

交通安全は、市民一人ひとり取り組まなければならない重要な課題であり、悲惨な交通事故を防止するためには、市民が交通安全に対する理解と関心を深めていかなければなりません。

すべての市民が協力し、交通安全に対する意識を高め、これを実践することにより、交通事故のない安全な市民生活を実現するため、平成16年3月に交通安全条例を制定し、同年6月1日から施行しました。

### 【基本理念】

- ・函館市の地域特性を踏まえ、道路の交通環境の整備を図るなど、交通安全に配慮したまちづくりを推進すること。
- ・人命の尊重を基本として、市民一人ひとりが法令を守り、交通安全に関する理解を深めること。
- ・市民一人ひとりが自主的かつ積極的に交通安全に取り組むこと。

### 【条例の主な内容】

#### (1) 市の責務

市は交通安全に関する基本的・総合的な施策を策定し、実施するとともに施策推進のため、国・北海道その他の関係機関・交通安全関係団体との密接な連携を図ります。

#### (2) 車両の運転者の責務

車両を運転する者は、交通に関する法令を遵守するとともに、高齢者、障がい者、児童および幼児に対しては特に注意を払い、歩行者に危害を及ぼさないようにする等、安全な運転に努めなければなりません。

自転車を運転する者は、二人乗り、並走、自転車駐車場以外の場所への自転車の放置等により、歩行者や他の車両の通行の妨げにならないよう努めるとともに、夜間においては、車体の側面にも反射器材を取り付けること等により、自ら安全の確保に努めなければなりません。

#### (3) 歩行者の責務

歩行者は、道路を通行する際に、交通に関する法令を守り、夜間は夜光反射材を使用するなど、自ら安全の確保に努めなければなりません。

#### (4) 交通安全教育の推進

市は、市民の交通安全に関する知識の普及および意識の高揚を図るため、

交通安全教育を推進するとともに、その他必要な措置を講ずるよう努めます。

(5) 交通死亡事故多発警報等

市は、市の区域内において交通死亡事故が多発している場合等においては、交通事故多発警報を発し、警察署、関係機関、および関係団体と連携して、市民および事業者に注意を喚起するよう努めます。

(6) 暴走行為防止対策の実施等

市は、北海道暴走族の根絶等に関する条例に規定する暴走行為を防止するため、警察署等と連携し、その対策に努めます。

市民は、暴走行為を発見したときは、速やかに警察署に通報するよう努めなければなりません。

(7) 救急および救命体制の整備充実

市は、救急病院等と連携し、交通事故による負傷者に対する救急体制の整備および充実に努めます。

## § 11 湯 川 支 所



# 1 概 況

## ア 沿 革

明治35年	4月	1日	町村制実施	ゆのかわむら 湯川村
昭和11年	6月	1日	町制を施行	ゆのかわちょう 湯川町
昭和14年	4月	1日	函館市と合併	函館市

## イ 庁舎の概要

所在地	函館市湯川町2丁目40番13号
敷地総面積	2,606.45㎡ $\left[ \begin{array}{l} \text{専有面積 } 1,327.32\text{㎡} \\ \text{共有面積 } 1,279.13\text{㎡} \end{array} \right]$
規模	鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建 共同住宅併設(3~6階) 庁舎本体建築延床面積 1,337.05㎡ 1階 864.10㎡ 2階 399.91㎡ 地階 73.04㎡ 付属建物(公用車庫) 46.75㎡
取得費	391,946,470円(北海道住宅供給公社より購入)
竣工年月日	着手 昭和57年 3月30日 完成 昭和57年10月30日 開庁 昭和57年11月15日

## 2 窓口業務受付状況

(単位:件)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
管 理 担 当	公金(出納)取扱	2,002	1,867	1,879	1,716	1,456	
	税証明発行等	8,245	8,152	7,628	6,602	5,082	
	軽自動車各種届出等	596	566	617	467	571	
	計 ①	10,843	10,585	10,124	8,785	7,109	
民 生 担 当	国民健康保険	8,981	8,526	8,625	7,508	6,482	
	国民年金	4,078	3,742	2,913	2,425	2,001	
	後期高齢	3,686	3,693	3,612	3,957	3,436	
	医療助成	2,273	1,950	1,897	1,719	1,644	
	計 ②	19,018	17,911	17,047	15,609	13,563	
戸 籍 住 民 担 当	届 出 関 係	戸籍	774	730	752	691	617
		住民基本台帳	4,878	4,691	4,890	4,529	4,431
		個人番号	1,574	1,460	1,569	1,419	694
		印鑑登録	2,478	2,332	2,375	2,230	2,030
		埋火葬許可	81	97	113	112	92
		母子健康手帳	44	27	42	34	30
		小計	9,829	9,337	9,741	9,015	7,894
	証 明 書 発 行 関 係	戸籍	9,290	8,943	8,580	7,714	7,231
		住民基本台帳	23,495	22,254	22,035	19,719	19,615
		個人番号	183	234	245	147	57
		印鑑登録	13,996	13,302	12,901	12,108	11,427
		その他諸証明	696	693	640	563	557
		公的年金等	3,044	645	527	1,041	4,728
		住居表示証明	5	6	12	6	6
小計	50,709	46,077	44,940	41,298	43,621		
計 ③	60,538	55,414	54,681	50,313	51,515		
合 計 ①+②+③		90,399	83,910	81,852	74,707	72,187	

## (1) 管理担当

### 公金（出納）取扱・税証明発行等受付状況

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公金（出納） 取扱※	歳入金収納	1,776件	1,694件	1,675件	1,438件	1,265件
		18,567,082円	17,844,628円	16,276,658円	13,704,294円	12,256,922円
	公金支払	226件	173件	204件	278件	191件
		3,337,519円	2,663,382円	3,436,977円	3,519,155円	3,026,594円
計 ①		2,002件	1,867件	1,879件	1,716件	1,456件
税証明 発行等	所得関係	6,758件	6,802件	6,151件	4,963件	3,433件
	不動産関係	318件	289件	322件	391件	265件
	その他	791件	715件	754件	763件	952件
	軽自動車 納税証明	378件	346件	401件	485件	432件
	閲覧	0件	0件	0件	0件	0件
	計 ②	8,245件	8,152件	7,628件	6,602件	5,082件
軽自動車 各種届出	200件	192件	182件	166件	151件	
自動車臨時運行 許可証発行	109件	92件	134件	85件	105件	
出稼労働者手帳 交付	3件	3件	0件	1件	2件	
町会交付金 補助申請等受付	71件	65件	55件	50件	84件	
街路灯補助金 申請等受付	128件	153件	159件	95件	148件	
市民相談受付	0件	0件	0件	0件	0件	
児童・生徒転入学 学校指定受付	33件	12件	34件	21件	28件	
し尿処理手数料 除外認定申請受付	52件	49件	53件	49件	53件	
計 ③	596件	566件	617件	467件	571件	
合計 ①+②+③	10,843件	10,585件	10,124件	8,785件	7,109件	

※指定金融機関派出所業務時間外（午前8時45分～午前9時，午後4時～午後5時30分）において取扱った市税等収入や公金支払件数・金額

## 市税に関する証明書発行等内訳

(単位:件)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
所得 関係	所得金額のみ	0	0	0	1	2
	所得・控除内訳	0	0	0	1	0
	所得・控除・課税	6,758	6,802	6,151	4,961	3,431
	計 ①	6,758	6,802	6,151	4,963	3,433
不動 産 関係	通知	0	0	0	0	0
	評価	165	187	208	267	179
	公課	150	98	106	117	85
	登録	3	4	8	7	1
	法 閲 覧	0	0	0	0	0
	計 ②	318	289	322	391	265
そ の 他	課 税	399	472	398	465	571
	納 税	372	216	335	283	361
	営 業	20	27	21	15	20
	計 ③	791	715	754	763	952
軽自動車納税証明④	378	346	401	485	432	
閲 覧⑤	0	0	0	0	0	
合 計 ①+②+③+④+⑤	8,245	8,152	7,628	6,602	5,082	

## 軽自動車（原動機付自転車・小型特殊自動車）各種届出

(単位:件)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
取得・名義変更	101	95	96	81	79
廃 車 等	99	97	86	85	72
合 計	200	192	182	166	151



## (2) 民生担当

国民健康保険・国民年金・後期高齢・医療助成に関する各種届出受付 (単位:件)

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国民健康保険	取得	961	1,014	970	1,074	1,070
	喪失	913	842	809	925	801
	異動	1,016	829	771	397	349
	その他	2,187	1,907	1,865	1,374	1,156
	給付	3,904	3,934	4,210	3,738	3,106
	計①	8,981	8,526	8,625	7,508	6,482
国民年金	取得	894	885	878	748	531
	喪失	17	12	14	6	7
	変更	169	130	97	70	96
	裁定請求等	34	50	33	42	45
	その他	2,964	2,665	1,891	1,559	1,322
	計②	4,078	3,742	2,913	2,425	2,001
後期高齢③		3,686	3,693	3,612	3,957	3,436
医療助成	重度	453	412	355	368	376
	子ども	1,051	892	926	824	786
	ひとり親	769	646	616	527	482
	計④	2,273	1,950	1,897	1,719	1,644
合計 ①+②+③+④		19,018	17,911	17,047	15,609	13,563

### (3) 戸籍住民担当

①戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する届出受付

(単位:件)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
戸 籍	出 生	200	207	220	196	163
	死 亡	77	96	112	108	92
	婚 姻	75	69	84	54	63
	離 婚	91	71	49	70	51
	転 籍	129	96	121	107	114
	その他の届	191	184	158	149	129
	不受理申出等	11	7	8	7	5
	計 ①	774	730	752	691	617
住 民 基 本 台 帳	転 入	964	891	912	838	784
	転 出	1,124	1,207	1,197	1,079	1,113
	転 居	1,582	1,460	1,584	1,515	1,404
	世帯主変更等	385	359	395	361	352
	そ の 他	823	774	802	736	778
	計 ②	4,878	4,691	4,890	4,529	4,431
個 人 番 号	記 載 変 更	1,565	1,444	1,553	1,411	693
	そ の 他	9	16	16	8	1
	計 ③	1,574	1,460	1,569	1,419	694
印 鑑 登 録	新 規 登 録	1,717	1,621	1,639	1,545	1,394
	廃 止 ・ 亡 失	761	711	736	685	636
	計 ④	2,478	2,332	2,375	2,230	2,030
埋 火 葬 許 可	死 体	77	96	112	108	92
	死 胎	4	1	1	4	0
	計 ⑤	81	97	113	112	92
母子健康手帳交付⑥		44	27	42	34	30
合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥		8,255	9,337	9,741	9,015	7,894

②戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する証明発行

(単位:件)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
戸籍	戸籍謄本	5,488	5,294	4,995	5,093	4,841
	戸籍抄本	1,417	1,372	1,361	1,329	1,107
	除籍謄本	2,307	2,211	2,155	1,243	1,218
	除籍抄本	38	24	25	12	37
	記載事項証明	5	6	9	2	0
	受理証明	35	36	35	35	28
	計 ①	9,290	8,943	8,580	7,714	7,231
住民基本台帳	住民票	22,779	21,590	21,288	19,023	18,912
	住民票(広域交付)	15	22	19	24	19
	戸籍の附票	463	440	464	450	481
	記載事項証明	238	202	264	222	203
	住基カード	—	—	—	—	—
	計 ②	23,495	22,254	22,035	19,719	19,615
個人番号	通知カード	181	222	236	132	10
	個人番号カード	2	12	9	15	47
	計 ③	183	234	245	147	57
印鑑登録	印鑑証明	13,426	12,777	12,328	11,595	10,965
	印鑑登録証再交付	570	525	573	513	462
	計 ④	13,996	13,302	12,901	12,108	11,427
その他諸証明	身分証明	437	426	376	354	364
	不在	25	27	27	22	14
	年金	217	220	211	182	158
	その他	17	20	26	5	21
	計 ⑤	696	693	640	563	557
公的年金等(無料)	公的年金	24	15	14	4	2
	出稼手帳	5	3	0	1	2
	通知カード	0	20	21	19	4
	個人番号カード	3,009	604	480	994	4,682
	出産育児一時金	1	0	5	4	1
	労基法57,111条関係	5	3	7	19	37
	計 ⑥	3,044	645	527	1,041	4,728
住居表示証明 ⑦	5	6	12	6	6	
合計 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦	50,709	46,077	44,940	41,298	43,621	

(注) 除籍謄(抄)本は、平成19年3月3日より戸籍事務電算処理システムの導入に伴い、平成改製原戸籍を含む



## § 12 錢 龜 沢 支 所



# 1 概 況

## ア 沿 革

明治35年 4月 1日	町村制実施	ぜにかめざわむら 銭 亀 澤 村
昭和41年12月 1日	函館市と合併	函 館 市

## イ 庁舎の概要

所 在 地	函館市銭亀町124番地
敷地総面積	1,515.98㎡
規 模	鉄筋コンクリート造トタン葺2階建 庁舎本体建築延べ面積 470.30㎡ 1階 235.15㎡ 2階 235.15㎡
建 築 費	18,471,000円
竣工年月日	昭和42年12月25日

## 2 窓口業務受付状況

(単位:件)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
管 理 担 当	公金（出納）取扱	9,439	8,519	8,258	8,008	7,769	
	税証明発行等	742	742	687	560	385	
	軽自動車各種届出等	200	222	259	183	229	
	計 ①	10,381	9,483	9,204	8,751	8,383	
住 民 担 当	国民健康保険	1,244	1,158	1,377	1,251	954	
	国民年金	373	479	360	362	294	
	後期高齢	771	624	946	847	638	
	医療助成	319	192	299	260	151	
	介護保険	496	465	557	572	353	
	計 ②	3,203	2,918	3,539	3,292	2,390	
	届 出 関 係	戸籍	41	28	21	25	36
		住民基本台帳	233	198	206	190	252
		個人番号	68	69	51	51	33
		印鑑登録	176	186	180	189	177
		埋火葬許可	5	5	1	4	1
		母子健康手帳	5	5	4	2	2
		小計	528	491	463	461	501
証 明 書 発 行 関 係	戸籍	15,803	14,241	15,138	15,507	13,954	
	住民基本台帳	13,107	11,869	13,171	12,391	9,361	
	個人番号	27	10	13	14	7	
	印鑑登録	1,413	1,199	1,188	1,142	1,116	
	その他諸証明	133	114	93	83	77	
	公的年金等	269	76	59	71	609	
	住居表示証明	0	0	0	0	0	
小計	30,752	27,509	29,662	29,208	25,124		
福祉関係	1,356	822	654	474	377		
計 ③	32,636	28,822	30,779	30,143	26,002		
合計 ①+②+③	46,220	41,223	43,522	42,186	36,775		



# (1) 管理担当

公金（出納）取扱・税証明発行等受付状況

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公金（出納） 取扱	歳入金収納	9,368 件	8,466 件	8,207 件	7,947 件	7,721 件
		57,574,458 円	45,931,696 円	40,169,274 円	41,224,227 円	39,867,665 円
	公金支払	71 件	53 件	51 件	61 件	48 件
		2,732,623 円	1,827,881 円	1,237,020 円	1,015,802 円	906,066 円
計 ①		9,439 件	8,519 件	8,258 件	8,008 件	7,769 件
税証明発行等	所得関係	597 件	596 件	547 件	448 件	249 件
	不動産関係	51 件	69 件	32 件	21 件	32 件
	その他	67 件	58 件	73 件	53 件	58 件
	軽自動車 納税証明	27 件	19 件	35 件	38 件	46 件
	関 覧	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	計 ②	742 件	742 件	687 件	560 件	385 件
軽自動車 各種届出		13 件	7 件	13 件	18 件	44 件
自動車臨時運行 許可証発行		57 件	86 件	99 件	76 件	65 件
出稼労働者手帳 交 付		1 件	0 件	0 件	0 件	1 件
町会交付金 補助申請等受付		23 件	32 件	34 件	13 件	39 件
街路灯補助金 申請等受付		81 件	69 件	87 件	59 件	70 件
市民相談受付		12 件	14 件	8 件	7 件	0 件
児童・生徒転入学 学校指定受付		1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
し尿処理手数料 除外認定申請受付		12 件	14 件	18 件	10 件	10 件
計 ③		200 件	222 件	259 件	183 件	229 件
合 計 ①+②+③		10,381 件	9,483 件	9,204 件	8,751 件	8,383 件

## 市税に関する証明書発行等内訳

(単位:件)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
所得 関係	所得金額のみ	0	0	0	0	0
	所得・控除内訳	0	0	1	0	0
	所得・控除・課税	597	596	546	448	249
	計 ①	597	596	547	448	249
不動 産 関 係	通知	0	0	0	0	0
	評価	45	66	24	18	28
	公課	6	3	0	3	4
	登録	0	0	8	0	0
	法 関 覧	0	0	0	0	0
	計 ②	51	69	32	21	32
そ の 他	課 税	20	30	39	32	26
	納 税	45	27	31	16	29
	営 業	2	1	3	5	3
	計 ③	67	58	73	53	58
軽自動車納税証明 ④		27	19	35	38	46
関 覧 ⑤		0	0	0	0	0
合 計 ①+②+③+④+⑤		742	742	687	560	385

## 軽自動車（原動機付自転車・小型特殊自動車）各種届出

(単位:件)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
取得・名義変更	3	4	7	11	14
廃 車 等	10	3	6	7	13
合 計	13	7	13	18	27

## (2) 住民担当

①国民健康保険・国民年金・後期高齢・医療助成・介護保険に関する各種届出受付 (単位:件)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国民健康保険	取 得	102	94	89	83	80
	喪 失	110	86	68	62	67
	異 動	38	16	32	20	38
	そ の 他	702	641	911	744	517
	給 付	292	321	277	342	252
	計 ①	1,244	1,158	1,377	1,251	954
国民年金	取 得	67	54	42	53	39
	喪 失	2	2	0	1	0
	変 更	25	20	8	14	17
	裁 定 請 求 等	53	41	25	22	11
	そ の 他	226	362	285	272	227
	計 ②	373	479	360	362	294
後 期 高 齢 ③		771	624	946	847	638
医療助成	重 度	93	67	92	80	23
	子 ど も	142	80	110	118	91
	ひ と り 親	84	45	97	62	37
	計 ④	319	192	299	260	151
介護保険	資 格 管 理	0	0	0	0	0
	賦 課	0	0	0	0	0
	給 付	0	0	0	0	0
	認 定 申 請	0	0	0	0	0
	計 ⑤	0	0	0	0	0
	介 護 保 険 料	327	257	239	209	105
	高 齢 者 支 援	51	124	260	313	191
	介 護 サ ー ビ ス	81	57	39	33	19
	介 護 認 定	37	27	19	17	38
	計 ⑤	496	465	557	572	353
合 計 ①+②+③+④+⑤		3,203	2,918	3,539	3,292	2,390

## ②戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する届出受付

(単位:件)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
戸 籍	出 生	16	8	16	8	13
	死 亡	5	5	1	4	1
	婚 姻	2	2	1	2	9
	離 婚	2	2	1	2	2
	転 籍	7	8	1	4	4
	その他の届	7	2	1	5	6
	不受理申出等	2	1	0	0	1
	計 ①	41	28	21	25	36
住 民 基 本 台 帳	転 入	38	36	36	33	34
	転 出	52	57	47	51	55
	転 居	75	56	63	49	85
	世帯主変更等	22	20	30	29	27
	そ の 他	46	29	30	28	51
	計 ②	233	198	206	190	252
個 人 番 号	記 載 変 更	66	68	51	51	33
	そ の 他	2	1	0	0	0
	計 ③	—	69	51	51	33
印 鑑 登 録	新 規 登 録	113	115	120	118	118
	廃 止 ・ 亡 失	63	71	60	71	59
	計 ④	176	186	180	189	177
埋 火 葬 許 可	死 体	5	5	1	4	1
	死 胎	0	0	0	0	0
	計 ⑤	5	5	1	4	1
母子健康手帳交付⑥		5	5	4	2	2
合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥		460	491	463	461	501

## ③戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する証明発行

(単位:件)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
戸籍	戸籍謄本	459	455	429	504	488
	戸籍抄本	86	119	66	85	82
	戸籍(公用)	14,963	13,436	14,361	14,642	13,059
	除籍謄本	293	230	282	272	323
	除籍抄本	2	1	0	3	0
	記載事項証明	0	0	0	0	0
	受理証明	0	0	0	1	2
計 ①		15,803	14,241	15,138	15,507	13,954
住民基本台帳	住民票	1,859	1,655	1,579	1,473	1,479
	住民票(広域交付)	1	1	0	4	0
	住民票(公用)	3,981	3,890	4,408	4,641	2,296
	戸籍の附票	27	29	31	36	38
	戸籍の附票(公用)	7,216	6,273	7,141	6,223	5,536
	記載事項証明	23	21	12	14	12
	住基カード	0	0	0	0	0
計 ②		13,107	11,869	13,171	12,391	9,361
個人番号	通知カード	27	8	13	12	5
	個人番号カード	0	2	0	2	2
	計 ③	27	10	13	14	7
印鑑登録	印鑑証明	1,367	1,155	1,143	1,087	1,079
	印鑑登録証再交付	46	44	45	55	37
	計 ④	1,413	1,199	1,188	1,142	1,116
その他諸証明	身分証明	28	26	31	29	28
	不在	18	0	0	0	0
	年金	13	14	14	7	5
	その他(公用等)	74	74	48	47	44
	計 ⑤	133	114	93	83	77
公的年金等(無料)	公的年金	3	1	4	0	0
	出稼手帳	1	0	0	0	1
	通知カード	1	1	0	0	0
	個人番号カード	263	73	53	69	606
	出産育児一時金	0	0	0	0	0
	労基法57,111条関係	1	1	2	2	2
	計 ⑥	269	76	59	71	609
住居表示証明 ⑦		0	0	0	0	0
合計 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦		30,752	27,509	29,662	29,208	25,124

(注) 住民票広域交付, 住基カードは平成15年度から, 公用は平成17年度から開始から, 通知カード・個人番号カードは平成27年度から

## ④福祉関係受付

(単位:件)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交通利用証・現況届等合計	1,356	822	654	474	377

## § 13 亀田支所





# 1 概 況

## ア 沿 革

明治35年	4月	1日	町村制実施	亀田村
昭和37年	1月	1日	町制を施行	亀田町
昭和46年	11月	1日	市制を施行	亀田市
昭和48年	12月	1日	函館市と合併	函館市

## イ 庁舎の概要

所在地	函館市美原1丁目26番8号
敷地面積	3,257.51m <sup>2</sup>
規模	鉄筋コンクリート造8階建 共同住宅併設(3階~9階) 庁舎本体建築延床面積 2,246.72m <sup>2</sup> 1階床面積 1,167.44m <sup>2</sup> 2階床面積 1,079.28m <sup>2</sup>
取得費	458,917,000円
竣工年月日	着手 昭和53年 5月26日 完成 昭和53年12月 7日

## 2 窓口業務受付状況

(単位:件)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
管理 担当	公金(出納)取扱	3,460	3,321	3,006	2,740	2,426	
	税証明発行等	19,025	19,752	17,852	16,561	12,191	
	軽自動車各種届出等	1,828	1,911	1,871	1,895	1,628	
	計 ①	24,313	24,984	22,729	21,196	16,245	
民生 担当	国民健康保険	12,759	13,579	14,303	13,374	11,511	
	国民年金	6,736	6,834	5,903	5,381	4,325	
	後期高齢	5,310	5,670	5,587	5,810	5,265	
	医療助成	5,415	5,042	4,545	4,434	3,768	
	計 ②	30,220	31,125	30,338	28,999	24,869	
戸籍 住民 担当	届 出 関 係	戸籍	1,849	1,794	1,790	1,725	1,519
		住民基本台帳	10,928	11,289	10,863	10,719	10,150
		個人番号	3,352	3,574	3,551	3,574	1,718
		印鑑登録	5,468	5,397	5,278	5,115	4,506
		埋火葬許可	155	124	108	109	81
		その他諸届出	182	138	121	116	115
		小計	21,934	22,316	21,711	21,358	18,089
	証 明 書 発 行 関 係	戸籍	19,004	18,624	18,950	19,046	16,134
		住民基本台帳	52,758	52,179	50,922	48,517	42,983
		個人番号	664	584	593	477	161
		印鑑登録	29,850	29,224	28,710	26,897	23,354
		その他諸証明	1,339	1,428	1,213	1,111	1,051
		公的年金等	6,193	1,319	1,048	2,459	10,141
住居表示証明		55	53	64	37	28	
小計		109,863	103,411	101,500	98,544	93,852	
計 ③	131,797	125,727	123,211	119,902	111,941		
合計 ①+②+③		186,330	181,836	176,278	170,097	153,055	

## (1) 管理担当

### 公金（出納）取扱・税証明発行等受付状況

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公金（出納）取扱※	歳入金収納	3,030件	2,930件	2,630件	2,318件	2,089件
		30,282,569円	30,481,559円	25,944,612円	23,336,403円	21,716,701円
	公金支払	430件	391件	376件	422件	337件
		6,456,467円	6,730,311円	5,456,756円	5,709,410円	5,611,221円
計 ①		3,460件	3,321件	3,006件	2,740件	2,426件
税証明発行等	所得関係	14,376件	15,321件	12,965件	11,652件	7,604件
	不動産関係	1,217件	1,187件	1,335件	1,428件	1,275件
	その他	1,344件	1,180件	1,366件	1,218件	1,304件
	軽自動車納税証明	2,086件	2,063件	2,186件	2,263件	2,008件
	閲覧	2	1件	0件	0件	0件
	計 ②	19,025件	19,752件	17,852件	16,561件	12,191件
軽自動車各種届出		501件	527件	582件	537件	467件
自動車臨時運行許可証発行		887件	1,042件	960件	1,014件	850件
町会交付金補助申請等受付		31件	37件	31件	39件	34件
街路灯補助金申請等受付		53件	66件	56件	59件	60件
市民相談受付	特別相談（法律）	96件	86件	82件	98件	75件
	市民相談	95件	0件	0件	0件	0件
し尿処理手数料除外認定申請受付		165件	153件	160件	148件	142件
計 ③		1,828件	1,911件	1,871件	1,895件	1,628件
合計 ①+②+③		24,313件	24,984件	22,729件	21,196件	16,245件

※指定金融機関派出所業務時間外（午前8時45分～午前9時、午後4時～午後5時30分）において取扱った市税等収入や公金支払件数・金額

## 市税に関する証明書発行等内訳

(単位:件)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
所得 関係	所得金額のみ	0	4	2	3	0
	所得・控除内訳	0	2	0	0	0
	所得・控除・課税	14,376	15,315	12,963	11,649	7,604
	計 ①	14,376	15,321	12,965	11,652	7,604
不動 産 関係	通 知	0	0	0	0	0
	評 価	560	477	586	613	544
	公 課	648	708	738	804	718
	登 録	9	0	10	8	7
	法 関 覧	0	2	0	0	0
	そ の 他	0	0	1	3	6
	計 ②	1,217	1,187	1,335	1,428	1,275
そ の 他	課 税	483	441	466	449	450
	納 税	739	590	772	673	768
	営 業	122	149	128	96	86
	計 ③	1,344	1,180	1,366	1,218	1,304
軽自動車納税証明④		2,086	2,063	2,186	2,263	2,008
関 覧⑤		2	1	0	0	0
合 計 ①+②+③+④+⑤		19,025	19,752	17,852	16,561	12,191

## 軽自動車（原動機付自転車・小型特殊自動車）各種届出

(単位:件)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
取得・名義変更	284	292	347	333	273
廃 車 等	217	235	235	204	194
合 計	501	527	582	537	467

## (2) 民生担当

国民健康保険・国民年金・後期高齢・医療助成に関する各種届出受付 (単位：件)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国民健康保険	取 得	2,248	2,254	2,199	2,257	2,037
	喪 失	2,232	2,092	1,855	1,930	1,617
	異 動	1,080	985	797	718	661
	そ の 他	1,899	2,071	2,968	2,774	2,766
	給 付	5,300	6,177	6,484	5,695	4,430
	計 ①	12,759	13,579	14,303	13,374	11,511
国民年金	取 得	1,398	1,808	1,546	1,531	1,131
	喪 失	168	146	77	144	99
	変 更	673	654	475	509	531
	裁 定 請 求 等	774	689	722	110	82
	そ の 他	3,723	3,537	3,083	3,087	2,482
	計 ②	6,736	6,834	5,903	5,381	4,325
	後 期 高 齢 ③	5,310	5,670	5,587	5,810	5,265
医療助成	重 度	831	809	738	874	700
	子 ど も	2,907	2,822	2,432	2,276	2,008
	ひ と り 親	1,677	1,411	1,375	1,284	1,060
	計 ④	5,415	5,042	4,545	4,434	3,768
	合 計 ①+②+③+④	30,220	31,125	30,338	28,999	24,869

### (3) 戸籍住民担当

①戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する届出受付

(単位:件)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
戸 籍	出 生	600	609	579	527	518
	死 亡	133	110	99	96	71
	婚 姻	198	182	185	154	153
	離 婚	192	199	191	182	153
	転 籍	288	318	333	337	257
	そ の 他 の 届	410	361	388	405	343
	不 受 理 申 出 等	28	15	15	24	24
	計 ①	1,849	1,794	1,790	1,725	1,519
住 民 基 本 台 帳	転 入	2,153	2,321	2,159	2,182	2,048
	転 出	2,663	2,785	2,705	2,692	2,430
	転 居	3,319	3,342	3,239	3,191	3,111
	世 帯 主 等 変 更 届	811	815	795	745	763
	そ の 他	1,982	2,026	1,965	1,909	1,798
	計 ②	10,928	11,289	10,863	10,719	10,150
個 人 番 号	記 載 変 更	3,333	3,561	3,541	3,559	1,708
	そ の 他	19	13	10	15	10
	計 ③	3,352	3,574	3,551	3,574	1,718
印 鑑 登 録	新 規 登 録	3,933	3,873	3,797	3,657	3,248
	廃 止 ・ 亡 失	1,535	1,524	1,481	1,458	1,258
	計 ④	5,468	5,397	5,278	5,115	4,506
埋 火 葬 許 可	死 体	132	110	99	96	71
	死 胎	23	14	9	13	10
	計 ⑤	155	124	108	109	81
そ の 他 諸 届 出	出 稼 労 働 者 手 帳 交 付	4	2	5	4	1
	母 子 健 康 手 帳 交 付 受 付	112	76	66	67	59
	児 童 ・ 生 徒 転 入 学 届 出 指 定 受 付	66	60	50	45	55
	計 ⑥	182	138	121	116	115
合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥		21,934	22,316	21,711	21,358	18,089

②戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等に関する証明発行

(単位:件)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
戸 籍	戸 籍 謄 本	11,479	11,398	11,295	11,413	9,918
	戸 籍 抄 本	2,650	2,673	2,667	2,698	1,888
	除 籍 謄 本	4,710	4,402	4,842	4,779	4,195
	除 籍 抄 本	43	33	40	31	30
	記載事項証明	4	5	8	8	2
	受 理 証 明	118	113	98	117	101
	計 ①	19,004	18,624	18,950	19,046	16,134
住 民 基 本 台 帳	住 民 票	51,038	50,458	49,166	46,669	41,414
	住 民 票 ( 広 域 交 付 )	66	59	45	34	48
	戸 籍 の 附 票	1,175	1,087	1,174	1,193	974
	記載事項証明	479	575	537	621	547
	計 ②	52,758	52,179	50,922	48,517	42,983
個 人 番 号	通 知 カ ー ド	659	571	574	447	79
	個人番号カード	5	13	19	30	82
	計 ③	664	584	593	477	161
印 鑑 登 録	印 鑑 証 明	28,747	28,100	27,636	25,827	22,429
	印鑑登録証再交付	1,103	1,124	1,074	1,070	925
	計 ④	29,850	29,224	28,710	26,897	23,354
そ の 他 諸 証 明	身 分 証 明	931	1,041	855	818	818
	不 在	66	53	55	47	28
	年 金	306	290	238	197	159
	そ の 他	36	44	65	49	46
	計 ⑤	1,339	1,428	1,213	1,111	1,051
公 的 年 金 等 (無 料)	公 的 年 金	27	27	17	4	0
	出 稼 手 帳	4	2	5	4	1
	通 知 カ ー ド	5	12	16	33	3
	個人番号カード	6,123	1,247	964	2,376	10,032
	出産育児一時金	5	6	8	7	6
	労基法57,111条関係	29	25	38	35	99
	計 ⑥	6,193	1,319	1,048	2,459	10,141
住居表示証明⑦	55	53	64	37	28	
合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦	109,863	103,411	101,500	98,544	93,852	

(注) 除籍謄(抄)本には、改製原戸籍謄(抄)本の発行件数を含む

市 民 部 の 概 要  
(令和3年度(2021年度)版)

令和3年9月発行

編集・発行 函館市市民部市民・男女共同参画課  
函館市東雲町4番13号  
電話 (0138)21-3131